

筑後吉井伝統的建造物群保存地区 防災計画

平成16年3月

筑後吉井伝統的建造物群保存地区・防災計画策定調査報告書

目次

1. 防災計画の基本方針	
1-1 計画策定の目的と基本方針	1
1-2 調査の対象	2
2. 地区の歴史とまちづくり	
2-1 保存地区の沿革	3
2-2 被災歴	4
2-3 町並み保存の歩み	5
3. 地区の現況	
3-1 吉井町の概況	9
3-2 土地建物利用	11
3-3 公共公益施設	12
3-4 幅員別道路網	13
3-5 河川・水路	14
4. 建築物等の現況	
4-1 建築物等の建築年代	15
4-2 建築物等の構造	16
4-3 伝統的建造物等の防災性能	17
5. 防災体制に関わる地区の現況	
5-1 地区の人口など	26
5-2 防災設備の現況	28
5-3 防災体制の現況	30
6. 防災計画策定上の課題整理	
6-1 「建築物等の防災性能の向上」に向けた課題	31
6-2 「災害に強い総合的なまちづくり」に向けた課題	32
6-3 「安全な生活を実現するコミュニティの育成」に向けた課題	33
7. 総合防災計画	
7-1 総合防災計画の考え方	34
7-2 建物レベルの防災計画	35
7-3 地区レベルの防災計画	39
7-4 住民レベルの防災計画	49
8. 防災事業計画	
8-1 消防設備整備事業	54
8-2 防災施設整備事業	55
8-3 自主防災支援事業	56
8-4 防災啓発事業	56

1. 防災計画の基本方針

1-1 計画策定の目的と基本方針

1) 計画策定の目的

町屋や土蔵が連続する町並みと、豊かな緑に包まれた屋敷や社寺建築、地域経済を支えてきた河川や水路などが一体となった吉井の歴史的風致は、平成8年12月10日、筑後吉井重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、250件超の伝統的建造物と環境物件について、修理、修景を中心とした保存事業が推進されている。

今後とも伝建事業の推進を核とする吉井のまちづくりにおいて、平成11年の保存地区内の家屋焼損を契機として、地区の防災強化の必要性が顕在化した。多くの伝統的建造物は言い換えれば老朽建築であり、今後の出火の危険性や一部で腐朽・蟻害などによる耐震・防火性能の低下及び延焼・類焼などの問題を抱えている。また保存地区として見た場合も、筑後川流域という立地条件から風水害への対応と併せた通報装置や消防水利、避難経路などの体系的な整備や体制づくりが期待される状況である。したがって、想定される災害等から住民の生命、財産を守り、もって保存地区を中心とした吉井の歴史的風致を保全することを本調査の目的とする。

伝統的建造物の保存事業とともに、現在、取り組まれている街なみ環境整備事業との連携を図り、環境整備と連動した防災施設づくりなど、地区活動と一体となった事業展開の指針となる総合的かつ体系的な防災計画を策定し、地区住民及び関係管理者などで共有できる災害に強い吉井のまちづくりを検討する。

2) 計画策定の基本方針

本計画は、以下のように計画策定の基本方針を作業当初より設定することで、具体的な防災事業の抽出とその実現へ向けた方策検討を主な役割とする。

建築物の防災性能の向上

災害に強い総合的なまちづくり

安全な生活を実現するコミュニティの育成

〈計画の視点〉

○歴史特性の維持・保全

吉井の町並みは、保存地区として、修理・修景事業を中心とした歴史景観の維持・保全を原則とする。しかしながら吉井町の見せる歴史的風致の要素である伝統的な空間特性や社会特性についてもその維持保全のあり方に考慮しつつ必要な防災措置を検討する。

○まちづくりの一環としての防災事業の推進

保存地区内外に渡る総合的な事業という性格と吉井町の中心市街地に位置する町並みの立地特性を踏まえ、総合的なまちづくりに資する防災事業として施策的な事業の展開と推進が図られるべきである。したがって、伝建事業や街なみ環境整備事業などとの連携により、合理的かつ計画的な防災に強い総合的なまちづくりの観点に立った事業計画を検討する。

○住民自治による暮らしやすさの向上

本計画で特に対象とする防災上の対策や、伝建事業としての歴史的風致の維持・保全に関わる行為等は、地区住民の意識の向上と活発な活動によって具体化され、実効性が高められる性格のものと考え、そのために必要な措置を検討する。

1-2 調査の対象

○吉井町総合防災計画策定調査対象地区（約34.2ha）

本調査は、「吉井町筑後吉井伝統的建造物群保存地区（約 20.7ha）」、「街なみ環境整備事業施行区域（約 23.2ha）」を含み、「吉井町吉井伝統的建造物群保存対策調査」（平成 7 年度）で抽出された伝統的建造物を概ね網羅するとともに一体的な土地建物利用が見られる伝建地区の南側は水利確保などの検討を視野に入れ巨瀬川までを範囲とした。

これにより調査対象地区（以下、「地区」）の面積は、約 34.2ha となり、調査内容によっては、必要に応じ、その周辺地域も含めて検討を行った。

○吉井町筑後吉井伝統的建造物群保存地区（約20.7ha）

吉井町字上新町、新町、蛭子町、後町、岩井町、横、鳴瀬、堀田町の全域、

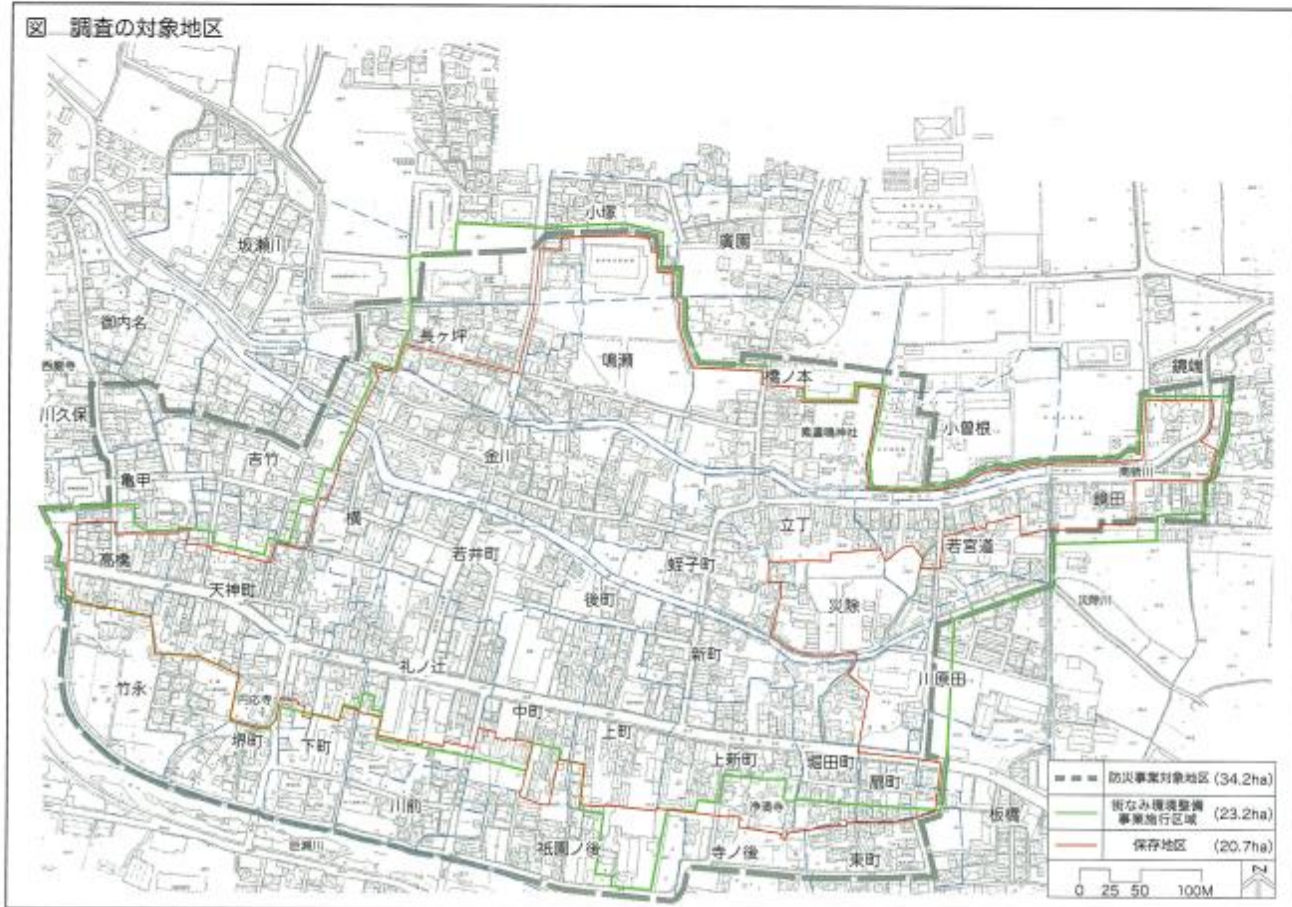
吉井町字高橋、天神町、堺町、下町（現在の本町）、札ノ辻、中町、上町、扇町、板橋、川原田、立丁、若宮道、金川、小塚、鳥井ヶ本、橋ノ本、長ヶ坪、大字若宮字鏡田、鏡畑、前田の各一部

○街なみ環境整備事業施行区域（約23.2ha）

吉井町字堺町、下町（現在の本町）、札ノ辻、中町、上町、上新町、堀田町、扇町、横町、岩井町、後町、川原田、金川、蛭子町、災除、立丁、若宮道、鳴瀬、橋ノ本、大字若宮字鏡田。

平成10年度追加分：吉井町字高橋、天神町、堺町、長ヶ坪、鳥井ヶ本、大字若宮字鏡畑、前田

図 調査の対象地区



2-2 被災歴

吉井町の災害は、筑後川の氾濫原という立地特性から主に水害との戦いであり、水防計画書が各年度ごとに策定されることから今日でも水防意識は高い。

被災歴としては、地区に関わる大火は4度経験する。史資料に見られる被災地は、上町から下町の旧豊後街道沿いと新町から若宮口といった町屋敷が櫛比する箇所となっており、弘化元年（1844）「大倭令」により瓦葺きが禁止されていたことによる草葺き屋根と大風の発生しやすい地形特性から、延焼や類焼による被害拡大の傾向は想像に困難でない。

明治2年（1869）を最後に大火は確認できないが、この大火を契機に、町屋敷の中に白壁土蔵造りが出現し、その後逐次、瓦葺きの白壁土蔵造りの町屋敷が連続する町並みへと展開したことが理由であろう。特に「いぐらや」と呼ばれる上質な町屋敷が建ち並ぶ明治後期から大正期は吉井の町並みのクライマックスはその優れた耐火性能にも支えられていたと言える。

表 地区を中心とする被災歴（近世中期～）

年 代	被災内容	●大火、▲その他火災、○水害
享保2 1717	○ 大雨「耳納山筋の山崩れ、巨瀬川筋の洪水、吉井町被害あり」	
5 1720	○ 大雨洪水「・・・家財農具米穀其外品々流失、吉井町商売物水入流失」	
寛保3 1743	○ 大風「吉井町ほか在々町合わせて4500軒破壊、・・・」	
寛延1 1748	● 吉井町大火「中町より出火、・・・『下町にて14～5軒残るのみ』」	
宝暦5 1755	● 「・・・吉井町若宮の方出口新町21軒焼失」	
8 1758	▲ 「吉井町布屋平八方蔵焼失す」	
明和6 1769	○ 大雨洪水「吉井町一帯浸水」	
安永9 1780	○ 大暴風雨「巨瀬川氾濫、吉井および付近再度浸水」	
天明8 1788	○ 洪水「巨瀬川大氾濫、吉井町浸水」	
寛政3 1791	○ 洪水「筑後川、巨瀬川大氾濫、吉井及其附近浸水す」	
7 1795	○ 「巨瀬川氾濫、吉井町及附近浸水す」	
8 1796	○ 「巨瀬川氾濫、吉井町及附近村落浸水す」	
享和2 1802	○ 「巨瀬川、小塩川、洪水にて氾濫し、吉井町浸水す」	
文化1 1804	○ 大風洪水「・・・吉井町浸水す」	
11 1814	○ 「巨瀬川氾濫、吉井町浸水す」	
12 1815	● 吉井町大火「・・・117軒、土蔵、小屋迄入れて総計140軒を焼失す」	
	○ 巨瀬川洪水「・・・増水、吉井町浸水す」	
文政5 1822	○ 「巨瀬川大氾濫堤防決壊し吉井町並周辺浸水す」	
11 1828	○ 大風「浮羽郡の・・・、死者13人、倒家233軒、・・・」	
天保11 1840	○ 「・・・巨瀬川増水にて吉井町浸水す」	
嘉永4 1851	○ 大暴風雨「巨瀬川氾濫、堤防決壊し、吉井及附近一帯浸水す」	
安政6 1859	○ 「・・・巨瀬川洪水、吉井及付近浸水す」	
万延1 1860	○ 「諸河川は増水し、吉井町及周辺浸水す」	
慶応2 1866	○ 巨瀬川洪水「吉井町浸水す」	
明治2 1869	● 吉井町大火「立町20戸、蛭子町16戸、本屋38戸、小屋、土蔵10棟、・・・焼失」	
7 1874	○ 大風「町内60戸余倒壊す」	
17 1884	○ 洪水「巨瀬川氾濫吉井町浸水」	
22 1889	○ 大洪水「耳納山麓を除く外生葉の里は一面の泥海となる」	
39 1906	○ 「巨瀬川氾濫し、・・・、及吉井町に浸水す」	
昭和12 1937	▲ 4月吉井デパート大火災	
昭和21 1946	○ 巨瀬川氾濫「高橋等流失」	
28 1953	○ 大水害「郡内で・・・、流失家屋162戸・・・」	
31 1956	▲ 吉井映画劇場、火災により焼失	
44 1969	○ 巨瀬川堤防決壊	

資料：「吉井町誌（第三巻）」

2-3 町並み保存の歩み

1) 町並み保存への取り組み

吉井町における町並み保存の取り組みは、昭和 59 年の「白壁保存と活性化を考える会」の発足と「吉井の町づくりシンポジウム」の開催に始まる。平成 4 年 5 月の第 15 回全国町並みゼミの吉井大会の開催により、吉井の町並みは高い評価を得、町民の保存への気運も高まった。これを機に町は平成 5 年 9 月に「吉井町町並み保存地区保存条例」を制定、16ha の保存地区を指定して、建造物の保存・修景行為に対する助成措置を含む保存計画を策定し、歴史的町並みの保存を制度化した。

その後、平成 6 年度からは、建設省による「街なみ環境整備事業」が実地されるとともに、保存地区の指定に向けた家屋調査（保存対策調査）が開始された。

この間、町の保存計画、街なみ環境整備事業による修景事業等を継続的に実施するなか、平成 8 年 3 月に「吉井町伝統的建造物群保存地区保存条例」が制定され、同年 12 月に全国で 44 番目、福岡県下で初の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定される。

今日においては、伝建保存計画の正確な理解と運用を主な目的としてまとめられた「筑後吉井修理・修景マニュアル」（平成 12 年）をもとに重伝建地区保存修理事業と街なみ環境整備事業の連携により町並みの保存整備を推進している。

表 町並み保存の経緯

年 次	まちづくりの主な活動内容
	○活動内容、●事業等
昭和 58 年 6 月	○第 6 回全国町並みゼミ（大分県臼杵市）大会に吉井町観光協会参加
昭和 59 年 3 月	○吉井ルネッサンス、白壁保存と活性化を考える会発足
9 月	・酒蔵を観光会館「土蔵」として改築
	○吉井の町づくりシンポジウム開催
	主催：吉井ルネッサンス、白壁保存と活性化を考える会、福岡県建築士会、日本建築学会九州支部
平成 3 年 6 月	○白壁土蔵町並み保存と活性化推進委員会設立
	●「ふるさと創生白壁土蔵町並み保存推進計画書」を県補助事業（個性ある地域づくり推進事業）で策定
6 月	○第 14 回全国町並みゼミ（秋田県角館町）大会参加
	・吉井町長、第 15 回大会開催地として要請
平成 4 年 1 月	○第 15 回全国町並みゼミ吉井町実行委員会設立総会
6 月	●第 15 回全国町並みゼミ吉井大会（5 月 30 日～6 月 1 日）
	主催：全国町並み保存連盟
	共催：第 15 回全国町並みゼミ吉井町実行委員会・吉井町（県補助事業「個性ある地域づくり推進事業」）
平成 5 年 6 月	○街なみ環境整備事業（旧建設省）への取り組みスタート
9 月	○吉井町町並み保存地区保存条例制定
	●吉井町町並み保存地区保存対策費補助金の交付（町単独）
	4 件：福田家、古賀家、碓井家、福田家
平成 6 年 5 月	○吉井地区街なみ環境整備方針の承認 16ha（平成 15 年度まで）
7 月	○伝統的建造物群保存地区の指定（国に向けて家屋調査を始める）
	●吉井町町並み保存地区保存対策費補助金の交付（町単独）
	2 件：鳥越家、小関家
	●街なみ環境整備事業の実施
	道路改良（200m）
平成 7 年	●吉井町町並み保存地区保存対策費補助金の交付（町単独）
	1 件：稲田家
	●街なみ環境整備事業の実施
	街路灯の整備（18 基）
	観光会館「土蔵」の修理
	●街なみ修景施設整備費補助金の交付
	4 件：鳥越家、平野家、佐藤家、江島家

年 次	まちづくりの主な活動内容
	○活動内容、●事業等
平成8年	3月 ○吉井町伝統的建造物群保存地区保存条例制定 4月 ○文化庁と協議（保存地区の範囲等について） ○千葉県佐原市と協議（本年度申請について） 5月 ○第1回吉井町伝統的建造物群保存地区審議会（保存地区の確定） ○町並みをよくする会委員会（保存地区認定に向けての協力依頼） ○町議会全員協議会（保存地区の範囲の承認） ○文化財専門委員会 ○第2回吉井町伝統的建造物群保存地区審議会（保存計画案の審議） ○町並みをよくする会総会 6月 ○保存地区関係区長会（14行政区）（説明会の開催） ○建設省九州地方建設局との打合せ（地区内国道） ○久留米土木事務所との打合せ（県道） ○吉井町文化財保護条例制定 7月 ○教育委員会伝統的建造物群保存地区保存計画の告示 ○吉井町文化財保護条例の一部改正 ○重要伝統的建造物群保存地区の選定申出書の提出 10月 ○文化財保護審議会答申 12月 ○官報告示（全国44番目選定福岡県初） ●街なみ環境整備事業の実施 街路灯の整備（歩行者用6基） 生活環境施設（「旧松田家」の買収・修理） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 3件：長谷部家、生野家、北川家
平成9年	●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 4件：籠田家、中川家、大津留家、四力所家 ●街なみ環境整備事業の実施 街路灯の整備（18基） 生活環境施設「旧籠田家」の修理 道路の美装化 案内板の設置（7基） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 3件：古賀家、永淵家、渡辺家 2月 ○吉井地区街なみ環境整備変更方針の承認 23ha（平成20年度まで）
平成10年	●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 5件：出利葉家、林家、堀江家、矢野家、中村家 ●街なみ環境整備事業の実施 街路灯の整備（24基） 道路の美装化（2路線） 案内板の設置（12基） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 2件：西田家、上野家
平成11年	●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 5件：出利葉家、林家、堀江家、矢野家、中村家 ●街なみ環境整備事業の実施 街路灯の整備（24基） 道路の美装化（2路線） 案内板の設置（12基） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 2件：西田家、上野家 9月 ○『歴史・文化継承住宅融資制度』適用（住宅金融公庫と協定締結） ●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 5件：山手家、豊田家、江島家、森家、堀江家 ●街なみ環境整備事業の実施 街路灯の整備（13基） 道路の美装化（1路線） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 4件：池田家、竹内家、姫野家、町野家

年 次	まちづくりの主な活動内容
	○活動内容、●事業等
平成 12 年	●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 5 件：行徳家、吉原家、矢野家、田籠家、橋詰家 ●街なみ環境整備事業の実施 街路灯の整備（38 基） 道路の美装化（1 路線） 案内板の設置（6 基） 通路の整備、測量調査・土地買収・補償（2 路線） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 7 件：尾花家、鳥越家、稲田家、佐藤家、町野家、田中家、久保山家
平成 13 年	●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 5 件：古賀家、北村家、中川家、中川家、熊谷家 ●街なみ環境整備事業の実施 信号機の整備（2 カ所） 道路の美装化（3 路線） 道路の美装化、土地買収・補償（1 路線） 小公園の整備（1） 公園の整備、測量調査（1） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 13 件：鳥越家、尾花家、後藤家、平川家、小関家、高倉家、篠原家、石井家、石井家、籠田家、鳥越家、四ヶ所家、鳥越家
平成 14 年	●文化財保存事業（伝統的建造物の保存修理助成） 6 件：かがし屋、古賀家、尾花家、古賀家、一本家、鳥越家 ●街なみ環境整備事業の実施 信号機の整備（2 カ所） 道路の美装化（8 路線） 道路の美装化、調査・測量・設計 通路の整備、用地買収 街路灯の整備（6 基） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 11 件：西見家、安元家、古賀家、高倉家、小関家、碓井家門堀、矢野家、鳥越家、林家、長尾家、松永家
平成 15 年	●文化財保存事業 伝統的建造物の保存修理 5 件 5 件：樋口家、小田家、森家、長尾家、熊谷家 ●街なみ環境整備事業の実施 信号機の整備（1 カ所） 道路の美装化（1 路線） 道路の美装化（土地買収 1 カ所） 小公園の整備（1） 小公園の整備（測量調査 1 式） 案内板の整備（2） 電線の地中化検討調査測量設計（一式） ●街なみ修景施設整備費補助金の交付 9 件：古賀家、大山家、藤江家、土屋家、山手家、古賀家、水城家、熊谷家、古賀家
平成 16 年 3 月	○未来創造まちづくりシンポジウム「よみがえれ吉井 ―中心市街地の活性化と町並み保存―」開催 ／未来創造ネットワーク事業

2) 町並み整備の現在

○修理・修景事業の実績

前掲のように、吉井町の建築物等の修理・修景事業は「吉井町町並み保存地区保存条例」が施行された平成5年度より今日まで継続して実施されている。

平成7年度当初の1棟までが上記条例に基づく町単独補助による修理・修景として、平成7、8年度は街なみ環境整備事業による修理・修景、平成9年度以降今日では、伝建制度に基づく修理と街なみ環境整備事業による修景と国庫補助による事業手法へと移り変わってきた。

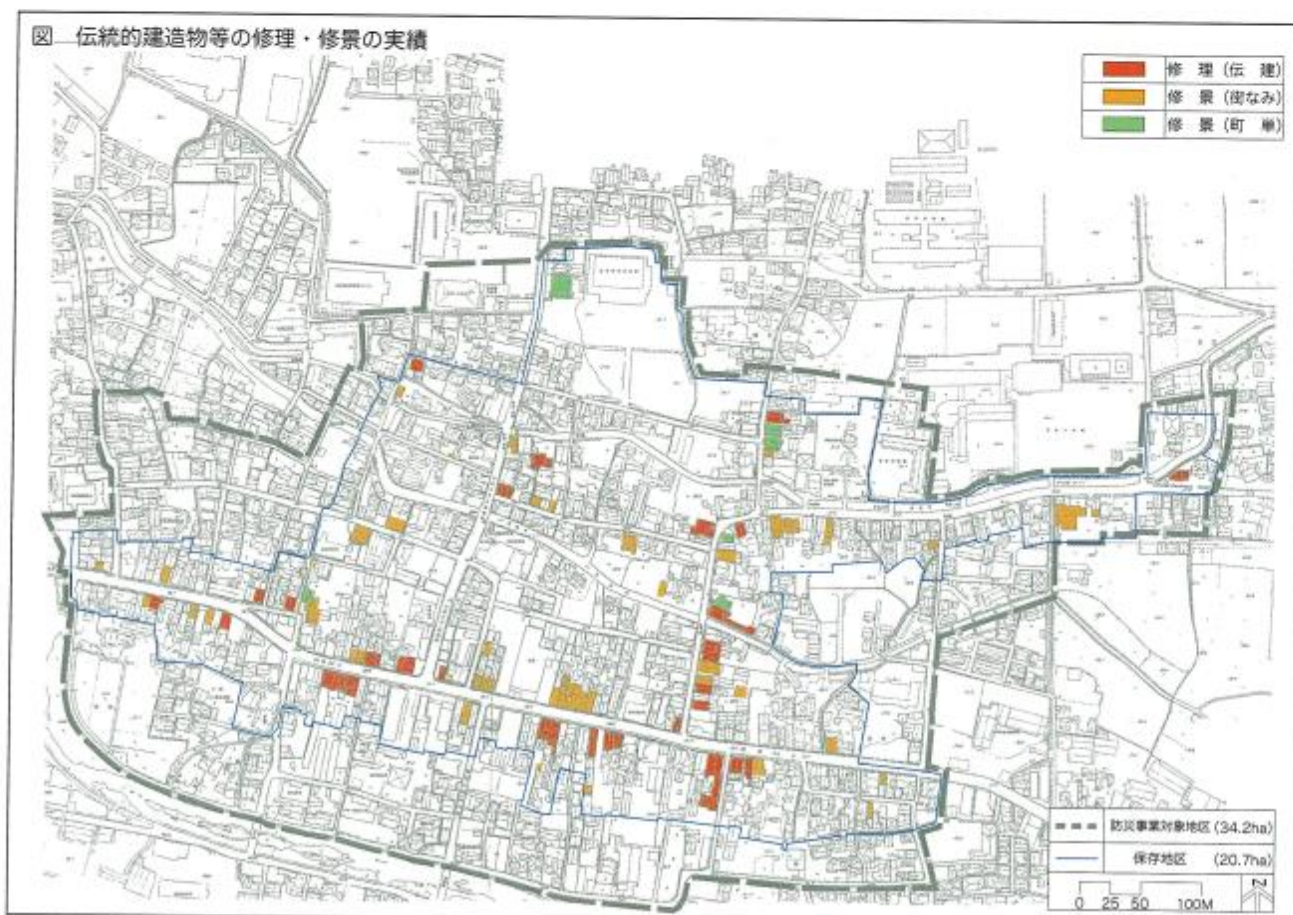
このうち、伝建制度導入後は、町並（許可）、修景（補助）、修理の各基準が位置づけられたため、吉井の歴史的風致にふさわしい建物外観が見られるようになってきたものの、開始当初の修理修景事業の実績を概観すると誤用された修理事業が少なくはない。

伝統的建造物の保存物件の修理を中心とした補助のメニューは、白蟻害防除に係る経費が設定されるもののその適用実績もなく、防災視点については脆弱な補助金交付の規定となっている。伝統的建造物を中心とした外観を規定するオーセンティシティの確保とともに防災強化に資するインセンティブの整備が必要と考える。

表 修理・修景の実績（平成15年度まで）

事業手法	修 理	修 景	計	備 考
町単独補助	5	2	7	
街なみ環境整備事業	30 (2)	28	58 (2)	居蔵の館、鏡田屋敷を含む
伝統的建造物	35	—	35	
合 計	70	30	100	

図 伝統的建造物等の修理・修景の実績



○町並みの整備

吉井町の町並み整備は、伝統的建造物等の修理・修景事業とともに街なみ環境整備事業によって下図のような町並みの基盤となる公用施設も実施されてきており、伝統的建造物等と調和しつつ地区の回遊性を高める町並み整備が推進されている。

人が集まり散策のポイントとなる町並みの結節点には、公開型の生活環境施設、集会所として、町指定文化財である鏡田屋敷及び居蔵の館が、旧役場跡地には、災除川と一体となった親水公園が整備されている。また、地区の大部分において街路灯は一定の整備が完了している。

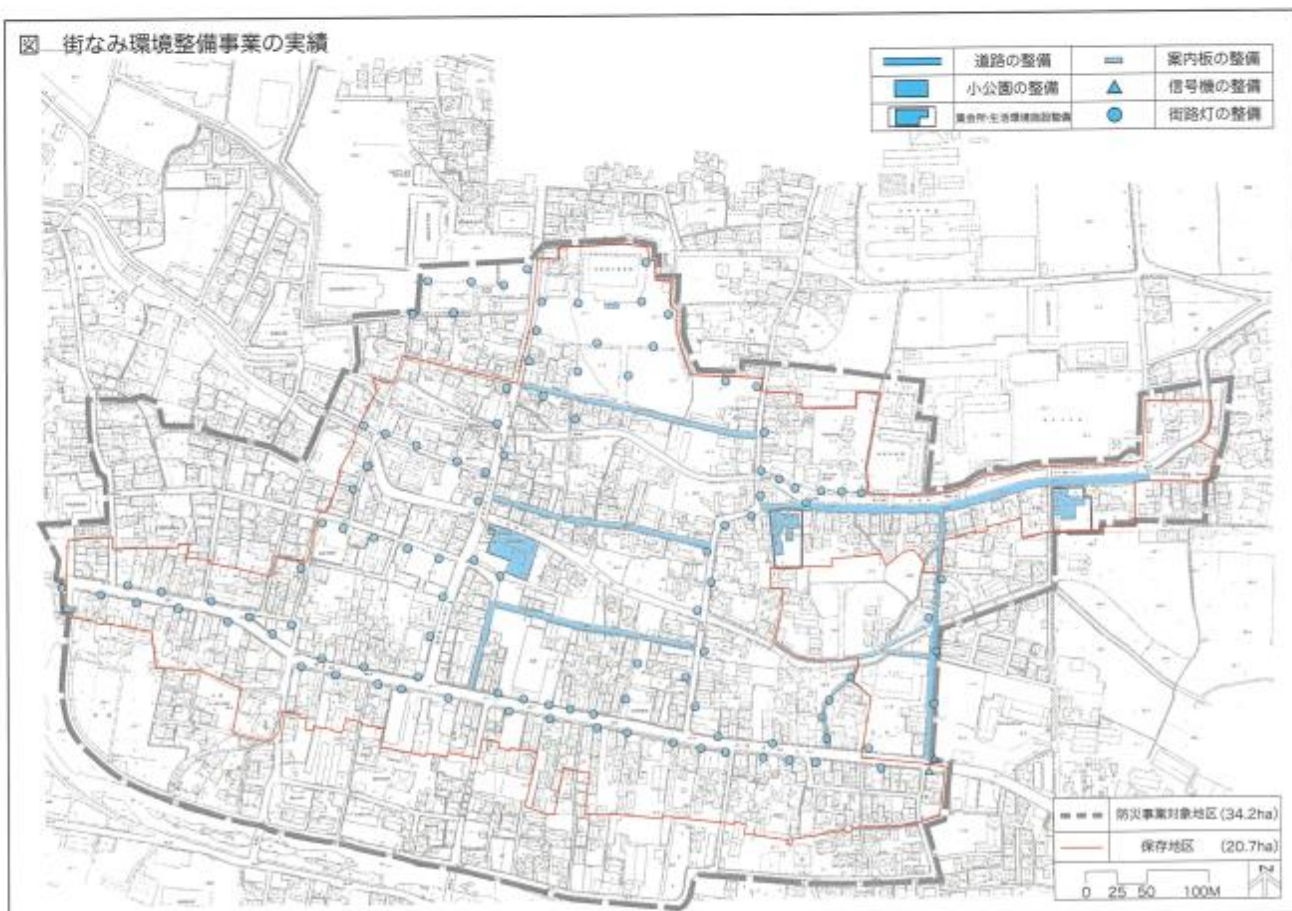
こうしたなか、美装化を中心とした道路の整備は町道など比較的狭い道路を中心に整備が完了するものの、国道210号、県吉井恵蘇線、県甘木吉井線といった町管理外の広域幹線道路に関連する事業は平成16年度以降の計画となっている。

○まちづくり活動の状況

吉井の町並みを舞台として、以下のようなイベントやまちづくり活動などが官民協働で展開されている。

- ・筑後吉井お雛様めぐり（2月中～4月上）
- ・小さな美術館めぐり（5月）
- ・ちくご吉井お宝の市（9月中）
- ・吉井しらかべ楽市楽座（11月上）
- ・小中学生町並み絵画コンクール
- ・中学生ボランティアガイド など

図 街なみ環境整備事業の実績



3. 地区の現況

3-1 吉井町の概況

周辺環境を含めた対象地区の自然条件は以下のように概観できる。

1) 自然的条件

○位置

本町は、北は筑後川、南は耳納連峰に囲まれた東西 6.8 km、南北 7.9 km、面積 28.29 km²の町土を有し、東から西へと流れる巨瀬川、新川（北幹線・南幹線）、美津留川を中心とした河川水系に沿って広がる平坦な水田地帯と南部の耳納山麓地帯とに大別される。

○地勢・気象

本町の平地部は、堆積層の沃土からなり、筑後川沿岸の上流は砂礫、下流は砂層の土壌から成っている。一方、山麓部は古生層の石英片岩や変朽花崗岩等の古生岩から成り阿蘇火山系ローム層が覆っている。

また本町の気象は、内陸型気候区に属し、年平均気温は 15 ～ 16℃で寒暖の差が大きく、1日の気温変化も著しい。降雨量は年間 1,800 mm前後と特に多くはないが、梅雨期にしばしば強雨が集中し、台風などとともに風水害、夏季の早魃など気象災害の多い地域となっている。

○活断層

吉井町南部の耳納連山北麓において、東西に約 23 kmほど延びる水縄活断層系が認められる。活動周期からは、今後の特別な配慮の必要性は低い。

全 長	23 km
地震規模	M7.1
断層変位量	約 1.8m
活動周期	約 3600 年

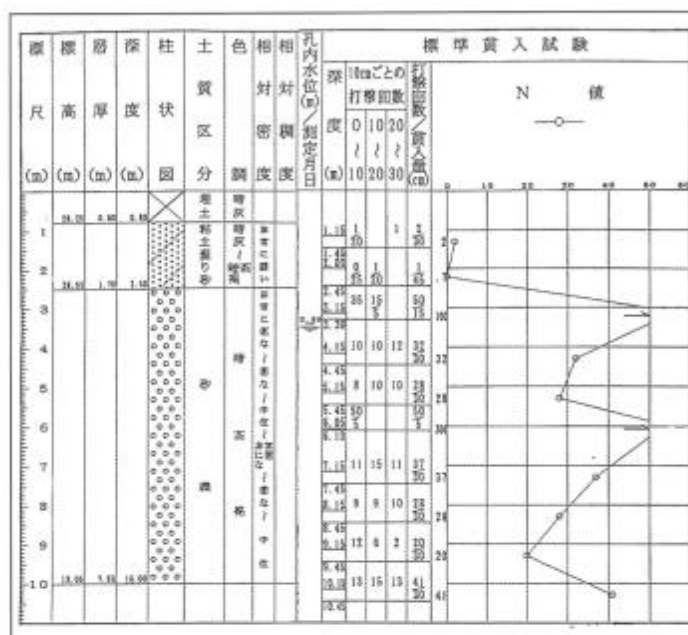


○地質

地質は、概ね砂礫を主体とした沖積砂礫土層により構成されており、表層近くの埋土層から約 2.5 m の地中までは「非常に緩い」密度となっており、またその下層においても N 値のばらつきが顕著であり、かつての氾濫原から耕作地へと辿った履歴が読みとれる。

※調査地点は、対象地区外で国道 210 号沿いで巨瀬川の左岸約 400m の地点

(出典：町環境整備課資料 (H13.3))



2) 近年の災害

以上のような自然条件のもと、平成 3 年の九州直下型の大型の台風 19 号をはじめとした過去の台風、集中豪雨による災害により、近年も町民の水防意識は高まっている。こうしたなか、巨瀬川については、地区の上流域となる浮羽町大字妹川及び小塩地区において洪水調節（50 年確率程度以下の被害想定）を目的とする藤波ダムが平成 21 年 3 月に完成予定であり、今後は水害の発生も減少するものと考えられる。

一方で、風害については各建築物等の構造強化等を基本としつつも併発して被害の拡大となる火災についての対策が重要である。人災でもある火災の発生状況は以下ようになっており、平成 11 年に焼損棟数 14 棟（うち伝建地区内の一棟を含む）と目立つのは、エルニーニョ現象による冬季の過剰乾燥が原因と考えられている。地区の建築物等の老朽化が進むなか、人災のみならず災害要因として吉井町をとりまく自然条件を注視する必要性は高い。

年度	発生件数	罹災世帯数	焼損棟数	焼損面積 (㎡)	林野焼失面積 (㎡)
昭和 55 年	7	3	6	126	31
昭和 60 年	7	2	6	153	0
平成 2 年	9	5	5	382	0
平成 7 年	6	3	4	145	0
平成 11 年	10	6	14	1,958	0

資料：浮羽消防署

3・2 土地建物利用

地区の土地建物利用は、宿駅から在郷町へと展開した町並みの性格を色濃く伝えている。

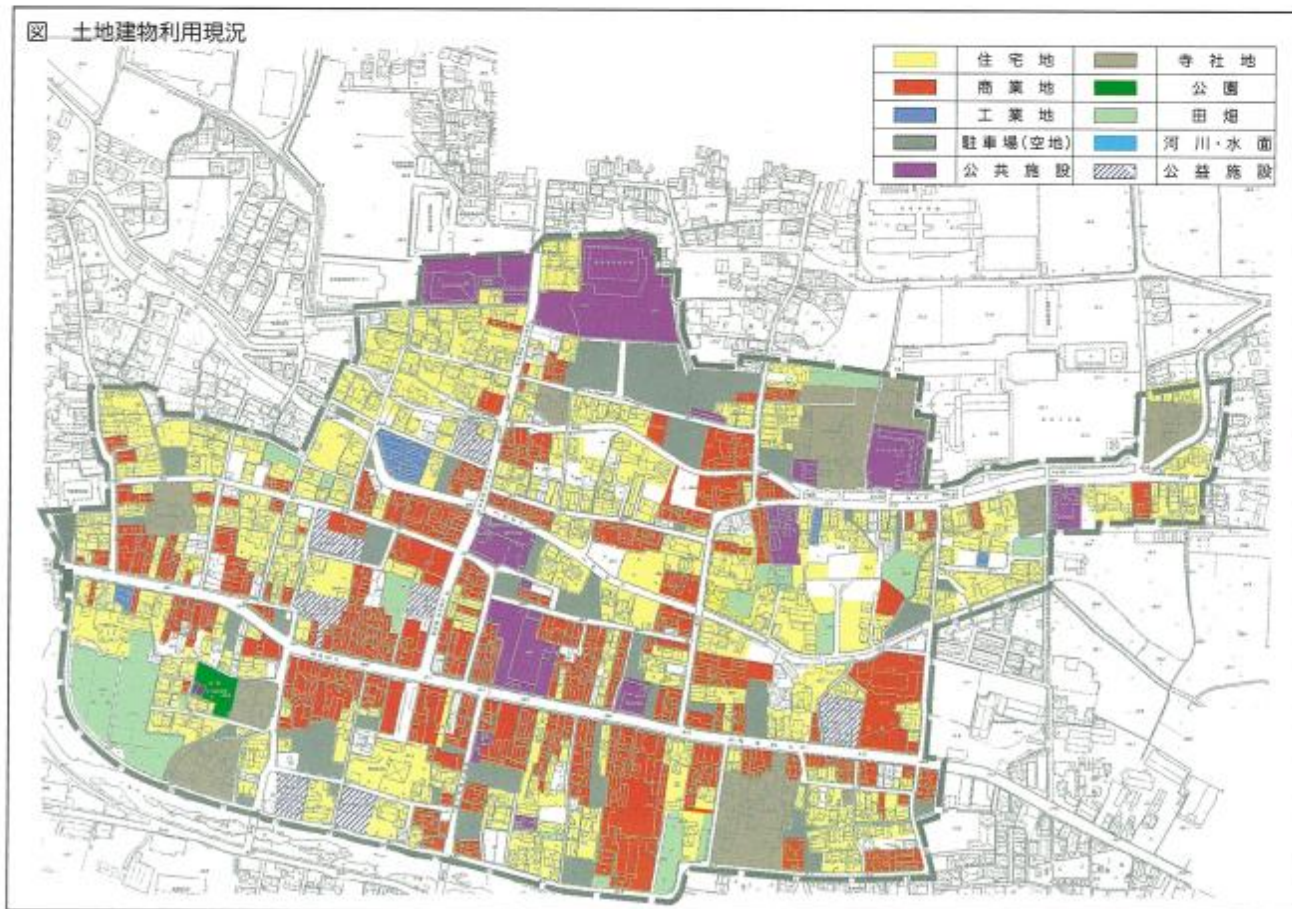
土地建物の約半数を商業（店舗併用住宅を含む）が占めており、その多くはかつての豊後街道である国道210号や県吉井恵蘇宿線の沿道に連続しており、通りに面して間口が狭く奥に長い敷地利用に町家型建築が建ち並び、今なお地割を継承するものが多い。しかしながら、近年は旧寿屋をはじめとして空き店舗も目立つようになっている。

一方、幹線道路から一皮後背部では屋敷型建築を含む低密な住宅地が広がっており、介在する農地とともに良好な住環境を形成するものの近年は駐車場への転用や空地が目立つようになっている。

また、寺社は、素盞鳴神社、浄満寺をはじめとして一定規模の境内地を確保したまま地区を取り巻くように鎮座しており、伝統的景観を伝える町並みの要所となっている。

その他の土地利用としては、大規模な公共施設用地が南新川北側に連担していることが目を引く。社寺境内とともに公共公益の場が町並みのフリンジに展開することで、地区中心部の町並みと共存していることが特徴と言える。

図 土地建物利用現況



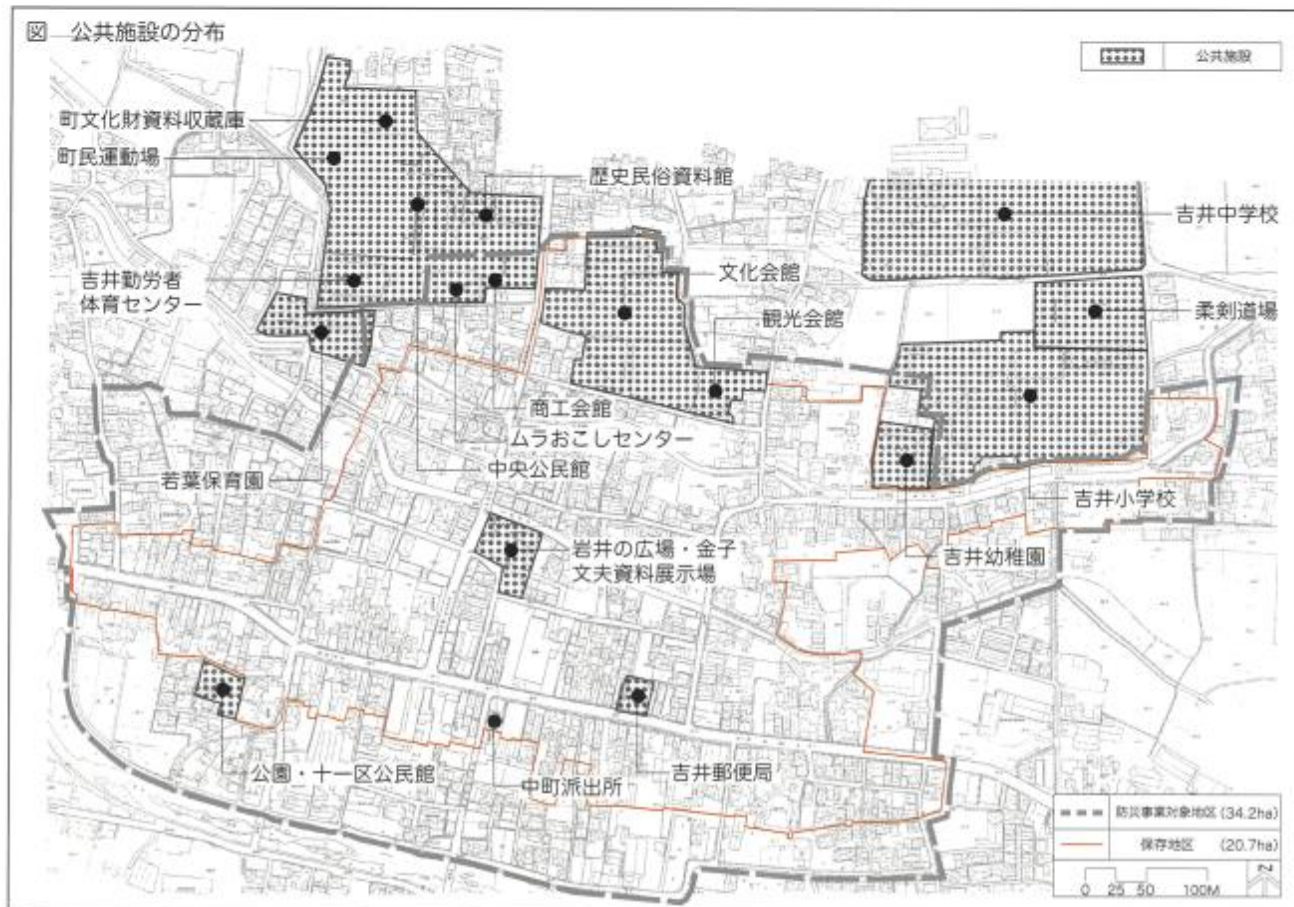
3-3 公共公益施設

災害時の避難場所・避難施設の機能を担うべき公共施設は、町民運動場等施設群、若葉保育園、文化会館、吉井小学校・幼稚園、岩井の広場、十一区公民館公園などが配置する。

公共施設や公園などオープンスペースを避難場所に指定することは第4次総合計画に位置づけられており、吉井町水防計画書（平成14年度）において、吉井小学校、柔剣道場、吉井中学校、中央公民館、ムラおこしセンター、勤労者体育センターが避難箇所に指定されている。機能集積により日常の行政サービスの効率化を求める公共施設ではあるが、地区北側に偏って集積している。

このため、地区中心部には岩井の広場、十一区公民館公園の2つしかなく、避難経路を踏まえつつ一時避難場所となるオープンスペースなどの公共空間の確保が課題である。

図—公共施設の分布



3-4 幅員別道路網

地区を通る国道210号と県道吉井恵蘇宿線は、それぞれ幅員10m、8mとある程度の幅員となっているが、前者は明治後期から大正期の道路拡幅以来の伝統的な道路空間を継承しているものの、後者は近年の県道建設により町並みに構成されたものである。また、広域幹線道路としては他に県道甘木吉井線があるが幅員は4～6mと広くなく、明治初期の大火を経るも道路拡幅は行われず今日に至る伝統的な道路空間の構成を見せている。

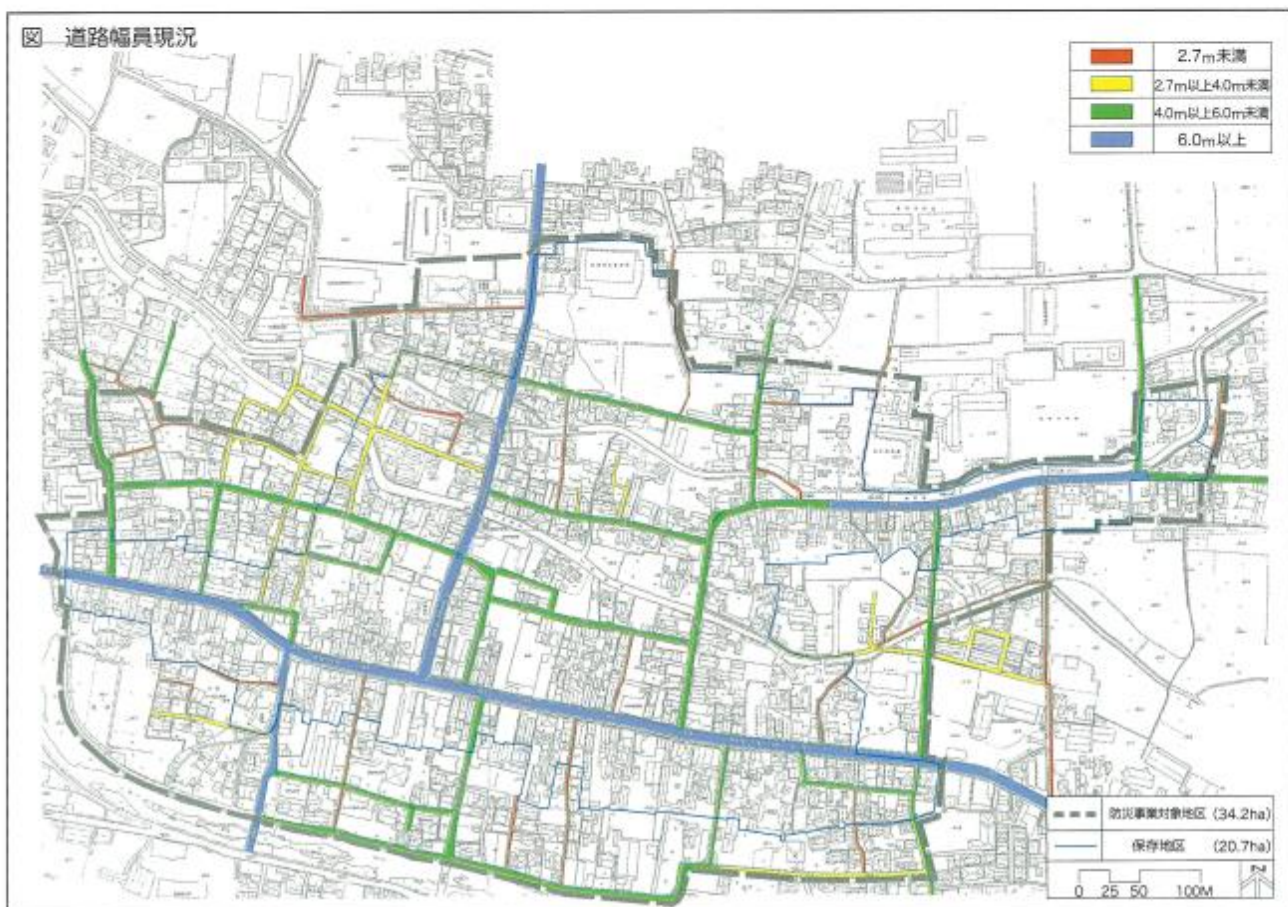
これらの幹線道路を骨格として、東西方向に概ね80～100m、南北方向に概ね100～150mの間隔で幅員4.0～6.0mの道路が補助幹線的に配置されている。

その他の生活道路は概ね幅員4.0m未満となっている。都市計画区域あるいは準都市計画区域が指定されていない吉井町にあっては建築基準法で規定される接道を遵守する必要もなく今日に至っており、さらに狭隘な小径も生活道路として活用されつつ、新たな建築等の行為が進行している状況である。

またこれら狭隘道路はほぼ町道に認定されており、里道の配置は見られない。

こうした屋敷地を中心とした生活道路の多くは水路と併行して見られることが吉井らしさであり、火災時の延焼などには対処できるものの、緊急車両の通行や避難路としての機能確保に問題があると考えられる。

図 道路幅員現況



3-5 河川・水路

道路網とともに町並みの基盤を構成する要素として河川、水路があり、その配置にほとんど変化がないことが吉井の河川・水路の特徴であり、今日の町並みにおいて貴重な景観資源となっている。

地区南側を限る巨瀬川は、町並み地盤から水面へのレベル差が大きく以前より水利としての活用はなされなかったのに対して、もとは農業用水として開削された南新川と災除川は町並みの中に引き込まれ、多くの水路を介して地区全体を潤す吉井らしい景観を構成している。こうしたなか、吉井本来の町並み景観を構成すべき国道210号南側の才の木溝は、本来の生活・防火用水としての機能を失ったため、すべて暗渠となっておりまた若宮付近での水量の大半が扇町から巨瀬川へと処理され水量に乏しい状況である。

南新川に見られる玉石護岸は近年の改修であるが、その一部や災除川、才の木溝などでは自然石の護岸や汲場、水車跡などが現存しており、沿岸の屋敷と相俟って良好な水辺空間を形成している。

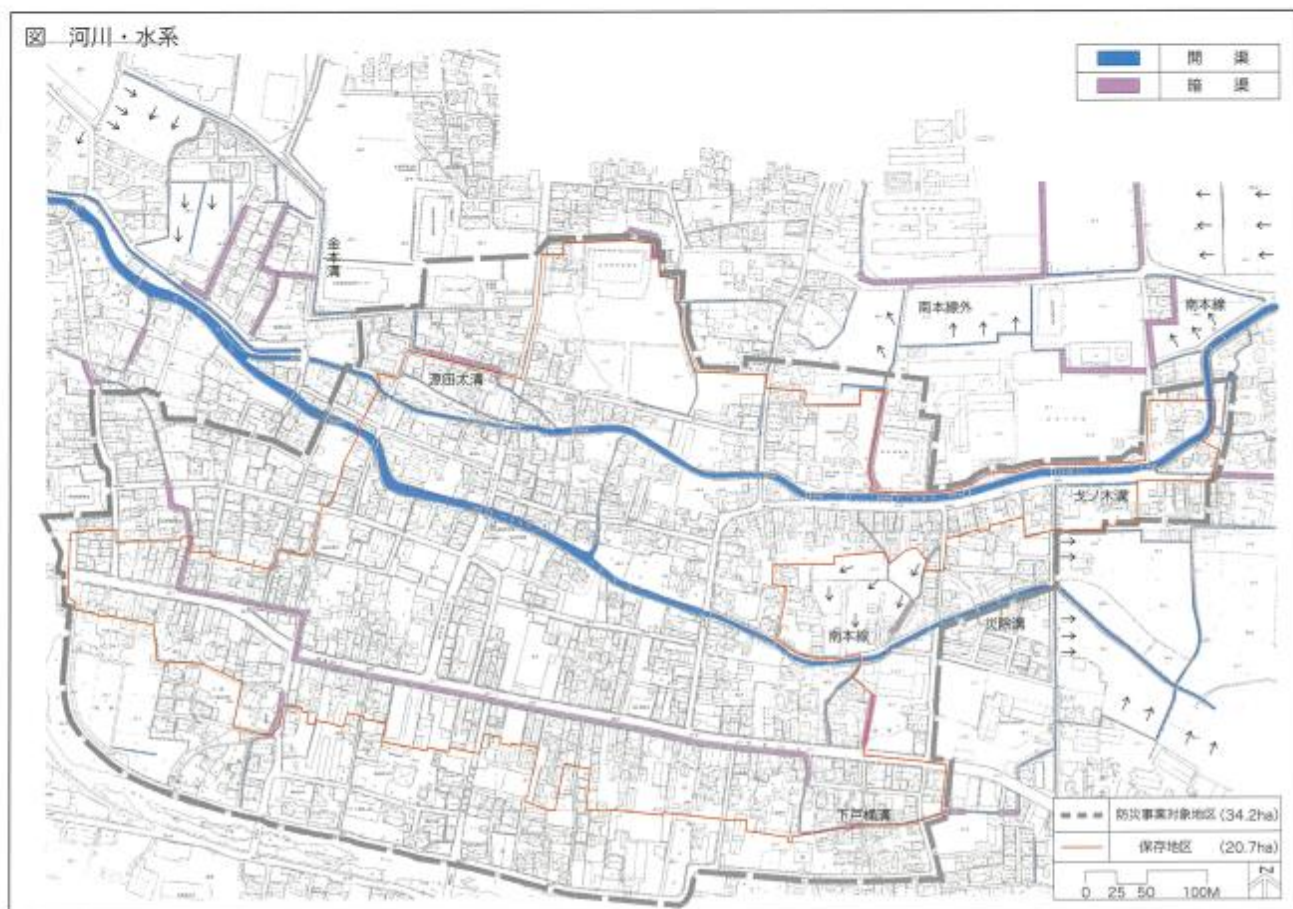
こうした河川は水路を介して町並みに潤いを与えているが、大石堰土地改良区管理の南新川は農業用水として、夏場の灌漑期（農繁期）以外は、筑後川からの取水が制限され、水面が河床近くになる。

また、地区は上水道は整備されず、大規模施設以外では生活用水は地下水であるが、特定環境保全公共下水道事業により下水（污水）はほぼ整備済みであり、近年では悪化していた水路網も良好な水質を回復しつつある。

表 南新川の流量（資料：大石堰土地改良区）

	現況流量（t / 秒）	設計流量（t / 秒）
灌漑期（6/14～10/10）	6.0	8.0
非灌漑期（10/11～6/13）	2.5	6.0

図 河川・水系



4. 建築物等の現況

4-1 建築物等の建築年代

地区の建築物等の建築年代は、かつての在郷町の骨格どおりに国道210号及び県吉井甘木線沿道に明治期以前の建築をはじめ戦前の町家建築が連続している。

その他は吉竹や金川周辺では、大正から昭和初期にかけての建築物が比較集積するものの、上記幹線道路沿道以外では概ね戦後建築となっている。

平成6年度「吉井町吉井伝統的建造物群保存対策調査報告書」に、地区の主要な通りに面する39件の町家建築について詳細調査が行われ、明治中期から大正期に建てられた建物が半数を占める結果を得たが、調査時点から現在までに滅失した伝統的な建造物は少なくない。

図 伝統的建造物の建築年代（資料：課税台帳）

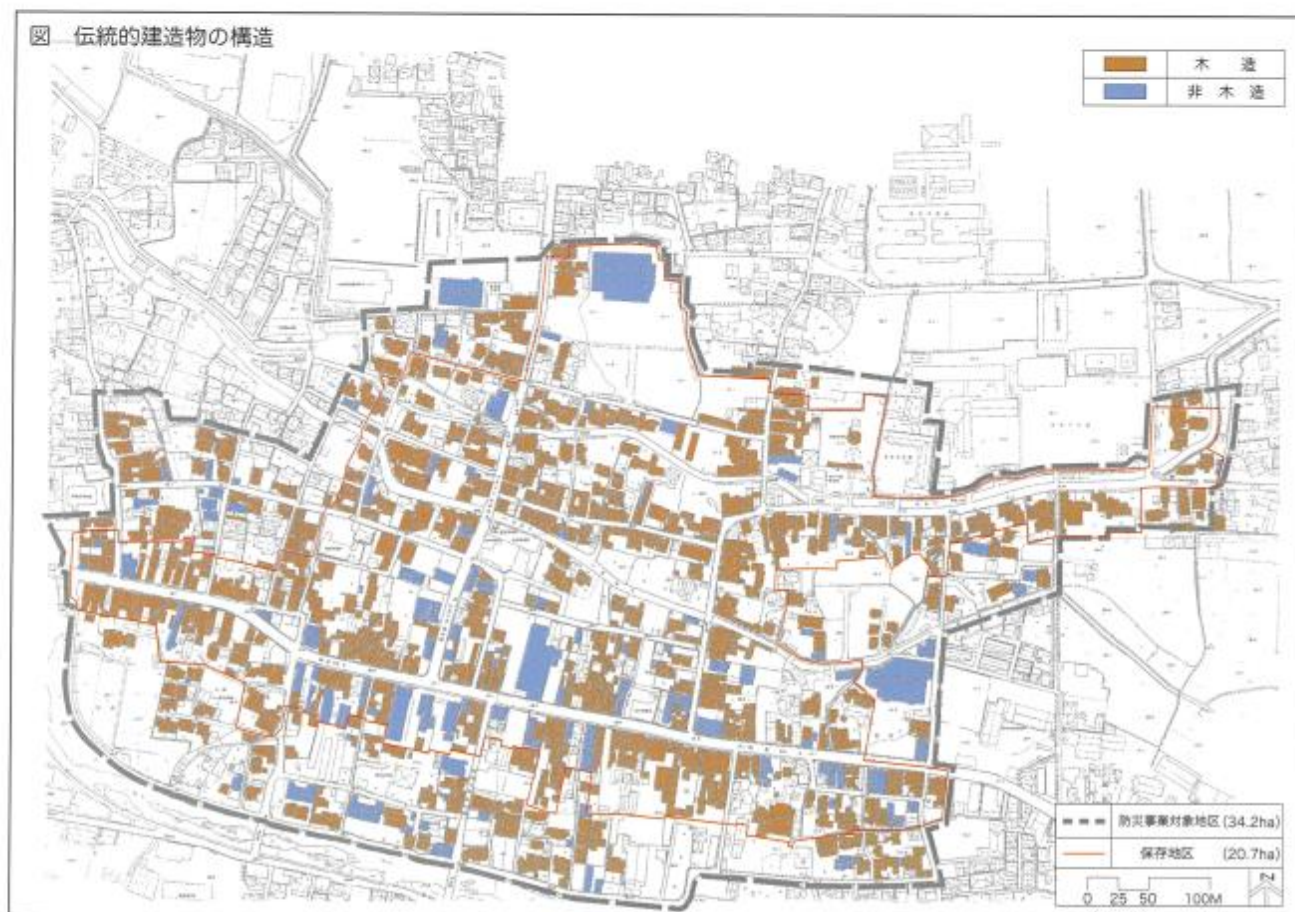


4-2 建築物等の構造

地区の建築物等の構造を概観すると、戦後建築が多数を占めてはいるものの、文化会館をはじめとした公共施設及び大規模小売店舗や銀行などの業務施設を除いて、概ね木造建築となっている。非木造建築は国道210号沿道に断続的にではあるが立地しており、その他の道路沿道では一定規模の木造建築が連続している。

幹線道路沿道以外の後背部では比較的、宅地内農地や駐車場などの空地が介在するため密度は低いが、通りに並行して木造建築物等が連続するため、火災時の延焼などの危険性は高い。

図 伝統的建造物の構造



4-3 伝統的建造物等の防災性能

1) 耐震性能

○建物の構造特性

地区の伝統的建造物を中心とした建物を概観すると、町家建築については、外壁の構造は大壁造の土蔵造りを基本とするなか、幕末に建てられた真壁造の比較的小規模な町家が点在する。床組は時代が下るとともに胴差など水平材の断面が大きく半間おきに大引さらには根太を交差させるなど、二階利用に耐える構成となる。屋根は小屋組で、複数の梁を重ねつつ桁行方向に地棟及び牛梁を引き通すことで全体を井桁に組み、梁間の規模に応じて重厚な構造となる。また一部の大規模建築では緊結部をトラス形式とし和小屋と併用する事例も見られる。

また、大正期から昭和初期にかけて建てられた町家が主屋に副屋を鍵型に組み合わせる（一部は角座敷として構える）ように、当時の吉井の高い経済力を背景として大規模化していることが特徴であり、これらは平面構成からも高い水平応力を備えている。

屋敷建築は、一定数の詳細調査が行われていないため目視により概観すると、真壁造りの外壁と和小屋による屋根が基本で、矩形に近い平面形式によって構造上のバランスを保っていると考えられる。

真壁造〈小型町家／幕末～明治初期〉

奥に長い建物形態が多く、桁行方向の側壁による壁量に対して、梁間方向の壁量が絶対的に不足しており、梁間方向の揺れには弱い構造となっている。

- ・全体的に構造材の断面が小さい
- ・柱本数も少なく、規則的な配置となっていない

大壁造（土蔵造）〈中大型町家／明治中期～昭和初期〉

吉井の基本的な町家建築の形態でありその遺構数からも耐震性能に優れた高い防災性能を有すると判断できる。

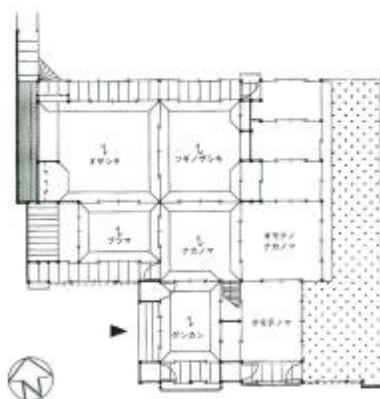
- ・柱、胴差、大引など構造材の断面が大きい
- ・側壁にはほぼ半間間隔で規則的に柱が配置され大引及び根太が架けられる井桁の床組により梁間方向への水平力にも対応
- ・主屋と副屋が複合する曲屋状の平面形態により梁間方向への耐力が高い

井桁状の二階床組



図 中大型町家の概要（碓井家／札ノ辻）

一階復原平面図



現状断面図

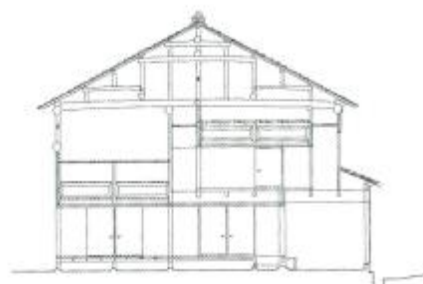


図 伝統的建造物等の構造形式 (正面)

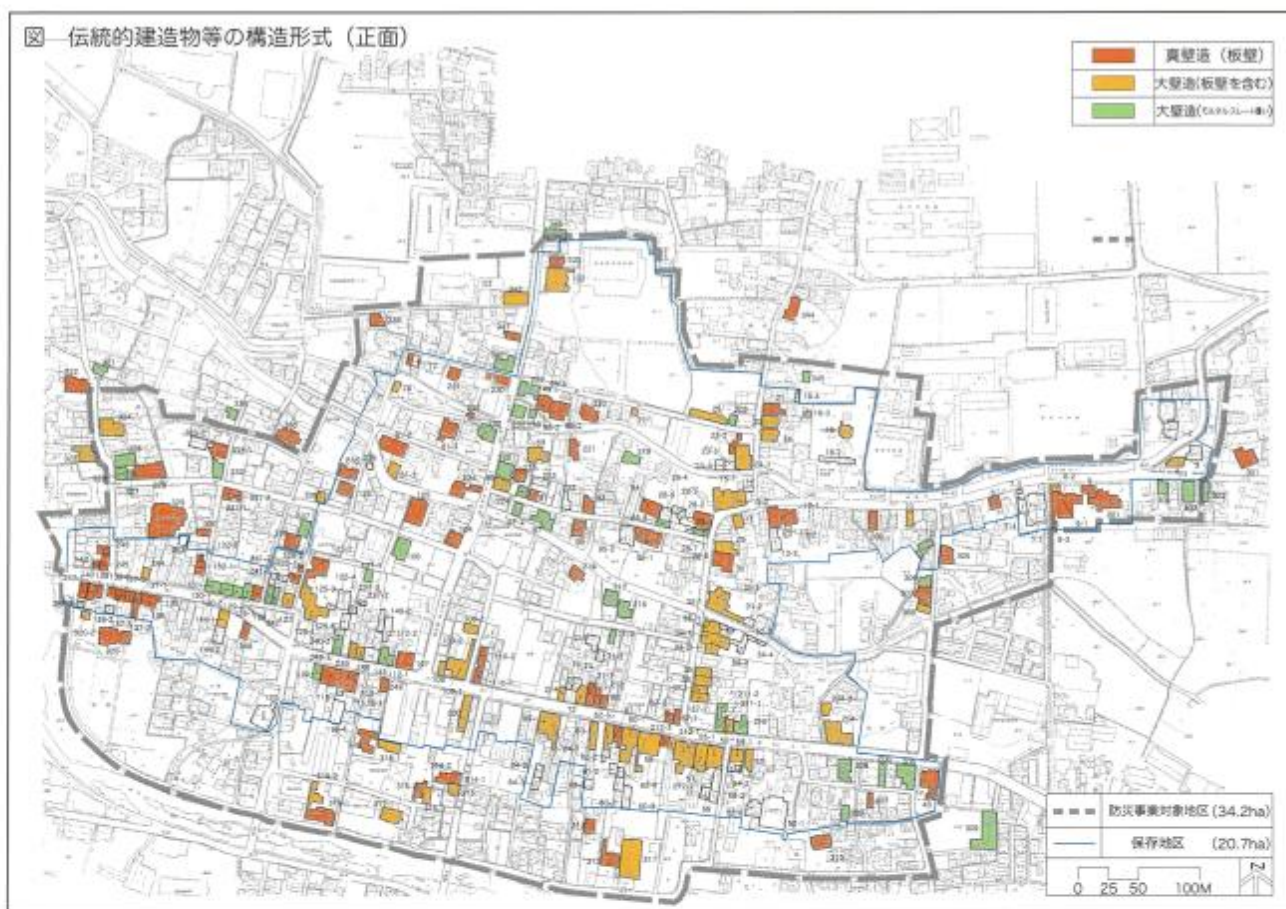
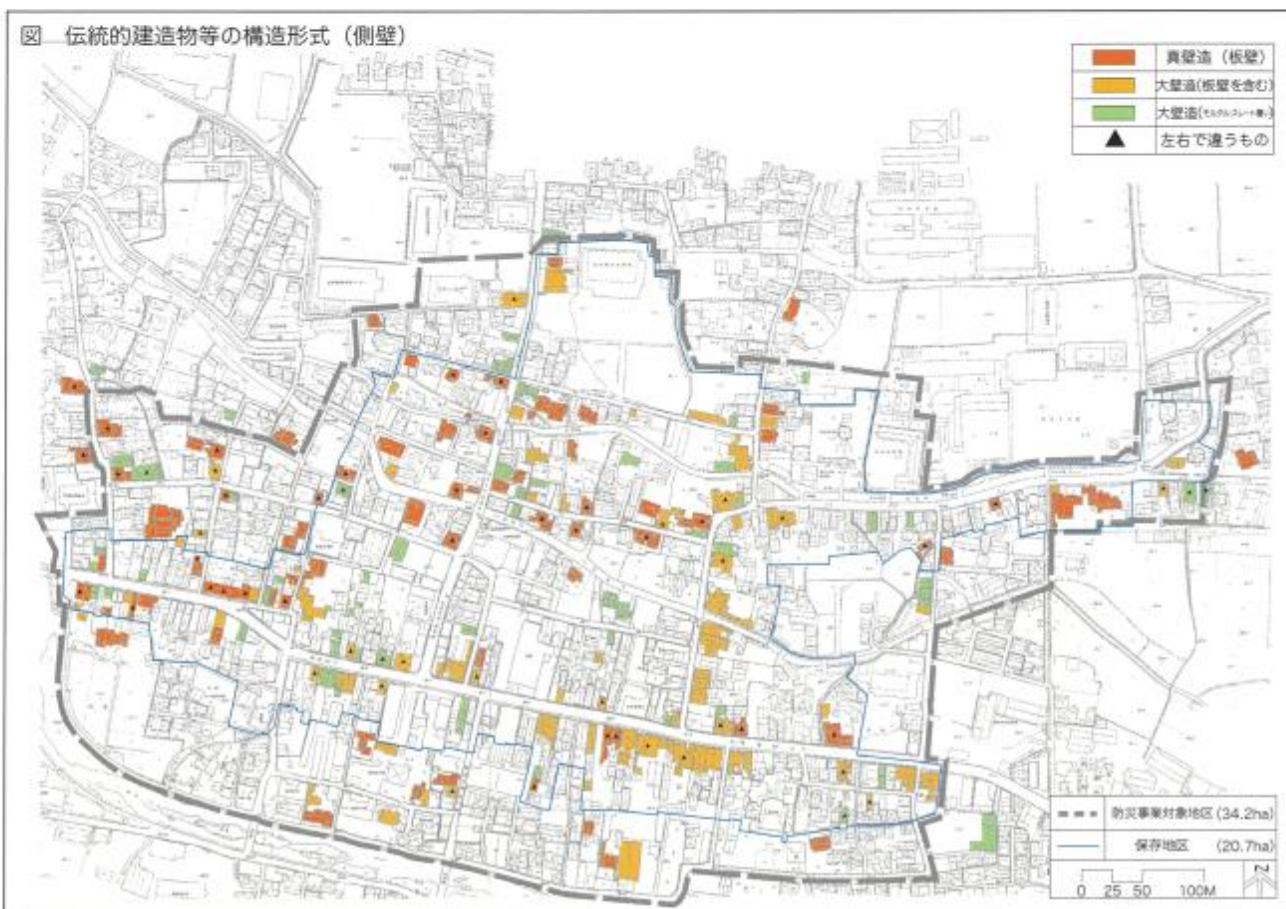


図 伝統的建造物等の構造形式 (側壁)



○腐朽・蟻害の現況

地区は、現在の町並みが形成されてからも幾度となく水害を被っており、このため築年齢の高い伝統的な建造物を中心に腐朽の進行が散見でき、これに白蟻などの蟻害が重なることにより防火性能の低下のみならず地震時の倒壊の可能性も高いと考えられる。

2) 防火性能

吉井の町並みは、過去4度の大火を経験し、草葺きから瓦葺き、真壁から大壁へと耐火性能の優れた上質の町家へと成熟し、以下のような特性を備えている。

○屋根

屋根形式は、入母屋造が基本であり、一部に草葺町家が見られるが概ね棧瓦葺きとなっており、飛び火による類焼の恐れは低い。

町家建築では、正面外壁は土蔵造として二階軒裏まで白漆喰で仕上げるものが多数であるが、側壁の軒裏は妻入平入にかかわらずほとんどの町家建築で垂木露しとなっている。町家建築の一階軒裏は、垂木露しが基本であるが、上質の町家では塗込めたものも見られる。

○外壁

「筑後吉井 修理・修景マニュアル」によると外壁の形式は以下の3タイプに分類されており、それぞれの特性を以下のように捉える。

伝統的な町家建築が今日まで見られること自体がその外壁構造が高い防火性能を有している理由である。逆に、幕末近くまで遡る真壁造りの町家建築については延焼の危険性が高いと言える。

伝統的建造物等が連続する国道210号及び県吉井甘木線沿道では延焼の恐れのある主屋側壁はモルタルやスレートなどの不燃材料によって覆う対処ケースが多く見られるなか、今後は特に修理事業の推進のあり方によっては防火性能を低下させる恐れがある。

第一種土蔵造り

一、二階とも軒裏を塗り込めた大壁造とし、腰壁を海鼠壁とする形式で、二階開口部は小さく外側に鉄扉を設け、高い防火構造をなす。特に上質の町家では、一階の格子の外側に厚い防火戸を引き通すなど、防災意識の高い造作が特徴である。

第二種土蔵造り

二階軒裏は塗り込めるものの比較的大きな開口を見せて防火戸は設けない形式で、比較的延焼の媒介となりにくい一階部分は真壁を基本として、腰壁も豎羽目板などが見られる。

真壁造り

一、二階とも軒裏は垂木露しで、外壁も軸組を露し、防火性能は低い。比較的建築年齢の高い町家建築と屋敷建築の大半がこの形式となっており、延焼の危険性が高い構造とされる。

図 上質な町家に見られる防火戸

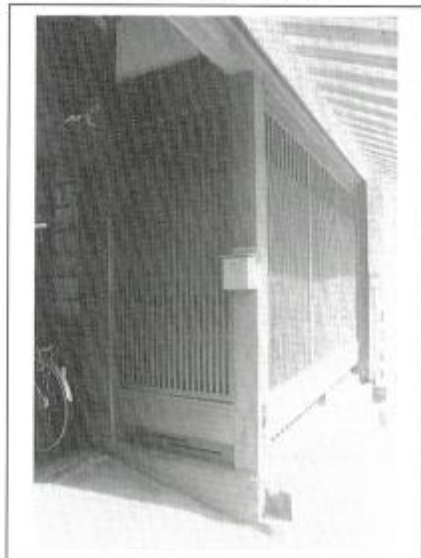


図 防火性能の高い「第一種土蔵造り」



図 伝統的建造物等の軒裏仕上（正面）

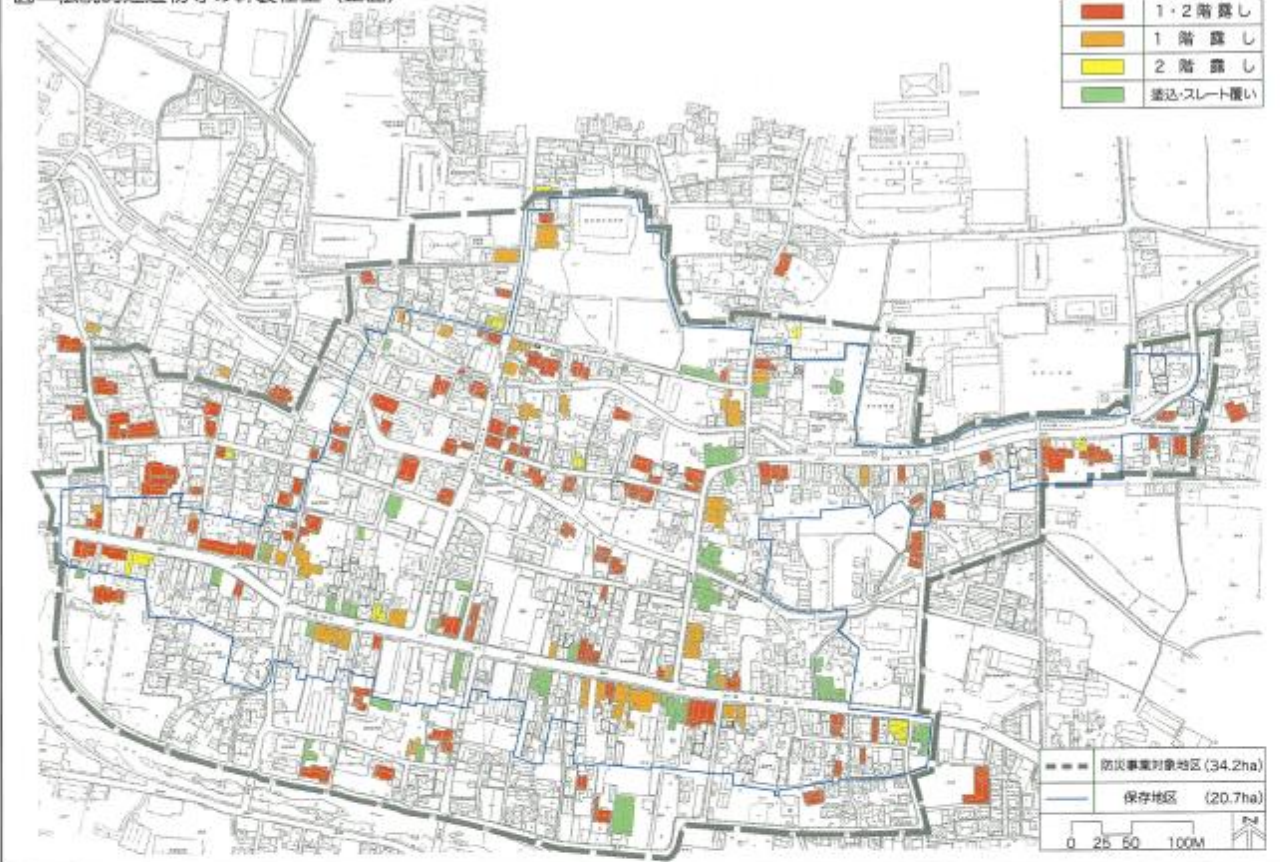


図 伝統的建造物等の軒裏仕上（側面）



○建物内部

建物の内部に関しては、出火の際の火源となりやすい台所などにおいても修理修景事業での特別な防災措置は行われていない。

また、屋内配線の老朽化などによる漏電の危険性なども懸念され、建物内部における点検調査の必要な時期となっている。

表 伝統的建造物等の構造形式一覧

注1: No.1 ~ 144-1 は、伝建保存計画番号

注2: No.144-2 と No.201 ~ 250 は、伝建地区内の調査建物に付した番号

注3: No.301 ~ 345 は、上記を除く本調査対象地区及び周辺の調査建物に付した番号

※ただし、注2、注3は、p.3 図中の建物に準拠

凡例 【軒裏】 A: 破風、1、2階露し
B: 1、2階露し
C: 1階のみ露し
D: 2階のみ露し
E: 露しなし

【外壁】 S: 真壁造
O 大壁造
M モルタル、スレート貼など

調査 番号	物件 種別	棟向	軒裏・外壁の構造		備 考
			正面	側面・裏	
1	-1 社寺				
	-2 社寺				
3					改築
4	屋敷型		B-OM	B-OM	
5	屋敷型		D-S	D-S	
6	-1 屋敷型		B-S	B-S	
	-2 屋敷型		C-O	C-O	
	-3 屋敷型		B-S	B-S	
7	-1 社寺				
	-2 社寺				
	-3 社寺				
8	町屋型	妻入	A-SM	D-M/B-SO	
10	町屋型	妻入	B-O	D-M	
12	町屋型	妻入	A-M	B-O/B-M/D-S/D-M	
13	-1 町屋型	妻入	C-OS/A-S	E-O/D-O	
	-2 町屋型	-			確認不可
	-3 町屋型	-			確認不可
14					滅失
15	-1 町屋型	平入	E-O	E-O/E-M	
	-2 町屋型	妻入	E-O	E-M	
17	町屋型	妻入	E-O	E-O	木板
18	-1 社寺				
	-2 社寺				
	-3 社寺				追加
	-4 社寺				追加
21	町屋型	妻入	B-S	B-OS	
22	町屋型	妻入	C-O	E-O	
23	-1 町屋型	妻入	C-O	E-O	
	-2 町屋型	-	C-S	E-O	
	-3 町屋型	-	-	E-M	
	-4 町屋型	-	-	E-M	
24	町屋型	妻入	E-O	C-S	
25	町屋型	平入	E-O	E-O	
27	屋敷型	妻入	E-O	E-O	
28	-1 町屋型	妻入	B-S	D-OS/E-O	
	-2 町屋型	-	-	C-S	
	-3 町屋型	-	-	-	確認不可
	-4 町屋型	-	-	-	確認不可
	-5 町屋型	-	-	E-O	

調査 番号	物件 種別	棟向	軒裏・外壁の構造		備 考
			正面	側面・裏	
-6	町屋型	妻入	A-M	B-M	
-7	町屋型		-	E-M	
-8	町屋型	平入	B-M	E-O/E-M	
29	町屋型	平入	C-O	E-M	
30	町屋型	妻入	C-OS	E-O/E-M	
31	-1 町屋型	妻入	E-O	E-O	
	-2 町屋型		-	E-O	
32	-1 町屋型	妻入	E-OM	C-O	
	-2 町屋型		-	C-O	
33					32 と一体
34	-1 町屋型	妻入	E-O	E-O	
	-2 町屋型		E-O	E-OM	
	-3 町屋型		-	-	確認不可
	-4 町屋型		-	-	確認不可
35	町屋型	妻入	C-O	E-O	
36	町屋型	妻入	C-O	E-O	
37	-1 町屋型	妻入	C-O	E-O	
	-2 町屋型	妻入	C-O	E-O	
43	町屋型	妻入	E-OS	E-MO	
50	町屋型	妻入	C-O	D-OM	一部木板
52	-1 社寺				
	-2 社寺				
53	町屋型	妻入	C-O	E-O	
54	-1 町屋型	妻入	C-O	E-O	
	-2 町屋型		-	E-O	
55	-1 町屋型	妻入	B-O	E-O	一部木板
	-2 町屋型		-	-	未調査
56	町屋型		-	-	未調査
57	町屋型	妻入	B-O	E-O	
59	町屋型	妻入	C-O	E-O/D-O	
60	-1 町屋型	平入	C-O	E-O	
	-2 町屋型		-	-	確認不可
	-3 町屋型		-	-	確認不可
	-4 町屋型		-	-	確認不可
61	-1 町屋型	妻入	B-S	D-O/E-OS	
	-2 町屋型		-	-	確認不可
62	-1 町屋型	妻入	C-O	D-O/E-OS	
	-2 町屋型		-	E-OS	
63	-1 町屋型	妻入	C-O	E-MO	
	-2 町屋型		-	E-O	確認不可

調査 番号	物件 種別	棟向	軒裏・外壁の構造		備 考
			正面	側面・裏	
64	-1 町屋型	妻入	E-O	E-O	
	-2 町屋型		-	E-M	
	-3 町屋型		-	D-S/D-M	
65	町屋型	妻入	E-O	E-O	
67	-1 町屋型	妻入	C-OS	C-O	
	-2 町屋型	平入	B-S	B-M	
69	町屋型	妻入	B-S	D-M/D-O	一部木板
71	-1 町屋型	妻入	B-S	-	未調査
	-2 町屋型		B-M	D-M	
	-3 町屋型		-	E-O	
72	町屋型	妻入	E-O	-	未調査
73	町屋型		-	-	確認不可
74	町屋型		-	-	確認不可
76	町屋型	妻入	C-S	C-S	
77					76 と一体
78	町屋型	平入	E-O	E-O	
81	-1 屋敷型	平入	B-SM	B-SM	
	-2 社寺?	平入	B-S	B-S	長尾製麺(株)
	-3 屋敷型		B-O	B-O	木板
83	屋敷型	平入	C-O	C-O	
85	町屋型	平入	B-O	D-O/D-S	木板
87	-1 町屋型	妻入	A-S	D-O	
	-2 町屋型	妻入	B-M	D-M	
92	町屋型	妻入	D-S	B-O/B-SM	
93	-3 社寺?	?	-	-	
94	屋敷型	平入	B-S	B-S	
95	-1 町屋型	妻入	B-S	D-S/E-M	
	-2				改築
96	町屋型	妻入	A-SM	B-O/B-SM	
97	町屋型	妻入	A-M	B-O/B-S	
98	-1 社寺		B-S	B-S	
	-2 社寺		B-S	B-S	
102	町屋型	平入	C-O	B-O	
103	屋敷型	妻入	B-S	B-S	
104	町屋型	平入	A-S	B-S/D-M /E-M	
105	屋敷型	妻入	A-S	A-S	
106	町屋型	平入	E-M	E-M	
107	町屋型	平入	C-OS	C-O/E-O	
108	町屋型	妻入	E-O	E-O	改築中
109	-1 町屋型	妻入	C-O	B-O	
	-2 町屋型		E-O	B-O	
	-3 町屋型		E-O	D-M	
110	-1 町屋型	妻入	B-S	D-OS/D-M	
	-2 町屋型		B-S	B-S	
112	-1 町屋型	妻入	D-M	B-M/D-O	破風のみ露し
	-2 町屋型		-	-	確認不可
118	-1 町屋型	妻入	C-SO	E-O	
	-2 町屋型	妻入	C-SO	D-M	

調査 番号	物件 種別	棟向	軒裏・外壁の構造		備 考
			正面	側面・裏	
-3	町屋型		-	-	確認不可
	-4 町屋型		-	-	確認不可
119	町屋型	妻入	E-M	D-O/D-M	
120	社寺				
123	町屋型	妻入	B-S	B-SM/B-SO	
125	-1 屋敷型		C-O	C-O	
	-2 屋敷型		A-S	A-S	
	-3 屋敷型		-	-	確認不可
	-4 屋敷型		-	-	確認不可
	-5 屋敷型		-	-	確認不可
126	-1 町屋型	平入	B-S	D-S	
	-2 町屋型	平入	B-S	E-O	
127	町屋型	妻入	C-O	C-SO/D-O	
128	町屋型	妻入	E-M	D-M	
129	-1 町屋型	妻入	A-S	D-O	
	-2 町屋型	妻入	B-M	D-M/D-MS	
130	-1 町屋型	平入	B-M	D-S	
	-2 町屋型	平入	B-M	D-S/D-MS /B-S	
131	町屋型	平入	B-M	D-M/D-MS	
132	-1 町屋型	平入	B-SO	B-SO	
	-2 町屋型	平入	C-S	D-S/C-S	
135	町屋型	平入	D-S	D-MS	
136	町屋型	平入	D-S	D-S	
137	-1 町屋型	妻入	D-MS	D-O/D-S	
	-2 町屋型	平入	B-S	D-O	
	-3 町屋型	平入	B-S	-	137-2 ~ 138
	-4 町屋型	平入	B-S	-	137-2 ~ 138
138	-1 町屋型	平入	B-S	D-M(B-M)	
	-2 町屋型		-	C-S	追加
139	町屋型	平入	B-S	D-M	
140	町屋型	平入	B-S	B-S	
142	町屋型	平入	B-S	D-M	
144	-1 町屋型	妻入	E-O	E-O	
	-2 町屋型		-	C-S	
201	屋敷型	平入	B-S	B-S	
202	町屋型	妻入	C-OSM	E-M	
203	町屋型	妻入	B-M	E-M	
204	-1 町屋型	妻入	E-O	C-S/B-M	
	-2 町屋型		E-O	E-O	
205	町屋型	平入	D-M	E-MO	
206	町屋型	妻入	B-M	B-M	
207	町屋型	妻入	A-S	D-O/D-M	
208	町屋型	妻入	A-M	D-O/D-M	
209	町屋型	妻入	B-M	B-M/D-M	
210	町屋型	妻入	A-M	B-M/B-OS	
211	-1 町屋型	妻入	E-M	E-O/D-M	
	-2 町屋型		E-M	E-M	
212	-1 町屋型	妻入	E-O	E-O/E-M	

調査 番号	物件 種別	棟向	軒裏・外壁の構造		備 考
			正面	側面・裏	
-2	町屋型	妻入	E-O	E-O	
-3	町屋型	妻入	C-S	D-O	
213	町屋型	妻入	A-S	D-M	
214	町屋型	平入	C-O	E-O	
215	町屋型	平入			未調査
216	屋敷型	妻入	B-M	B-M	
217	屋敷型	平入	A-M	A-M	
218	屋敷型	平入	A-S	A-S	
219	屋敷型	平入	A-M	A-M	
220	屋敷型	妻入	B-S	B-S	
221	屋敷型	妻入	C-S	C-S	
222	町屋型	妻入	C-M	E-O	
223	町屋型	平入	C-M	C-M	
224	町屋型	平入	B-M	E-M	
225	屋敷型	平入	A-S	A-S	
226	町屋型	平入	B-M	D-M	
227	町屋型	平入	B-S	D-O	
228	町屋型	妻入	-	D-S	
229	町屋型	平入	C-M	E-M	
230	町屋型	妻入	B-S	D-SO/D-M	
231	屋敷型	妻入	C-S	C-S/C-M	
232	社寺		A-S	A-S	
233	町屋型	妻入	B-M	C-S/D-O	
234	屋敷型	妻入	A-S/E-M	A-S/E-M	
235	社寺				
236	町屋型	平入	A-S/B-S	C-S/B-M	
237 -1	町屋型	妻入	E-M	E-M	
-2	町屋型	-	-	D-M	
-3	町屋型	-	-	B-M	
238 -1	町屋型	妻入	E-O	B-M	
239	町屋型	妻入	E-O	B-M/D-O	
240 -1	町屋型	妻入	E-M	D-M	
-2	町屋型	-	-	D-M	
241 -1	町屋型	妻入	-	-	未調査
-2	町屋型	-	-	D-M	
242	町屋型	妻入	C-M	D-S	
243	町屋型	-	-	E-O	
244	町屋型	妻入	A-M	B-M	
245	町屋型	平入	B-MS	D-MS	
246	町屋型	妻入	C-MS	E-M	
247 -1	町屋型	平入	B-S	B-S/D-M	
-2	町屋型	-	-	E-O	
248	町屋型	妻入	B-S	E-M	
249	町屋型	妻入	A-S	D-O/D-M	
250	町屋型	妻入	E-O	E-M	
301	屋敷型	平入	A-S	A-S	
302	町屋型	妻入	A-M	B-M/D-M	
303	町屋型	妻入	A-M	B-M/D-M	
304	町屋型	平入	B-M	D-O/D-M	

調査 番号	物件 種別	棟向	軒裏・外壁の構造		備 考
			正面	側面・裏	
305	屋敷型	妻入	B-SM	B-SM	
306	町屋型	妻入	A-M	B-M	
307	町屋型	平入	B-SM	C-M	
308	町屋型	妻入	A-O	B-O	
309	町屋型	平入	E-M	E-M	
310	屋敷型	平入	A-S	A-S	
311	町屋型	妻入	E-O	E-O	
312	屋敷型	平入	B-S	B-S	
313	屋敷型	妻入	B-S	B-S	
314 -1	屋敷型	妻入	A-S	A-S	
-2	屋敷型		A-SM	A-SM	
315	町屋型	平入	B-O	D-O/D-M	
316 -1	町屋型	平入	E-O	E-O	
-2	屋敷型	妻入	C-S	C-S	
-3	屋敷型	妻入	E-O	E-O	
317	屋敷型	平入	A-O	C-O	
318	屋敷型		B-S	B-S	
319 -1	屋敷型	平入	A-S	A-S	
-2	屋敷型		E-O	E-O	蔵
320 -1	屋敷型	妻入	B-S	B-S	
-2	屋敷型		E-O	E-O	蔵
321	町屋型	妻入	C-M	E-M	
322	町屋型	平入	B-S	C-S/C-OS	
323	町屋型	妻入	A-OM	E-M/C-S	
324	町屋型	妻入	B-O	B-O/B-S	
325	町屋型	妻入	B-M	B-M	
326	町屋型	妻入	A-M	B-SM/B-M	
327	町屋型	平入	A-M	C-S	
328	町屋型	平入	B-S	B-M/E-M	
329	屋敷型	平入	A-S	A-S	
330	町屋型	妻入	B-S	D-O/D-M	
331 -1	町屋型	平入	B-OS	B-OS/C-O	
-2	町屋型		D-SM	D-M	
332	町屋型	妻入	A-M	B-O/B-MO	
333 -1	町屋型	妻入	B-S	B-O/B-S	
-2	町屋型	-	-	C-S	
334	町屋型	平入	C-M	C-M	
335	屋敷型	平入	A-S	A-S	
336	屋敷型	妻入	B-SM	B-SM	
337	町屋型	平入	A-M	C-S	
338	町屋型	平入	A-OM	D-M/B-S /B-SO	
339	屋敷型	平入	A-S	A-S	
340	町屋型	平入	D-M	D-M	
341	町屋型	妻入	B-S	D-M	
342	町屋型	妻入	C-O	E-O/E-M	
343	町屋型	妻入	D-M	E-M	
344	屋敷型	平入	A-S	A-S	
345	町屋型	平入	D-M	D-M	

5. 防災体制に関わる地区の現況

5-1 地区の人口など

1) 地区のコミュニティ単位

吉井町の自治的な単位は、行政区を基本としている。

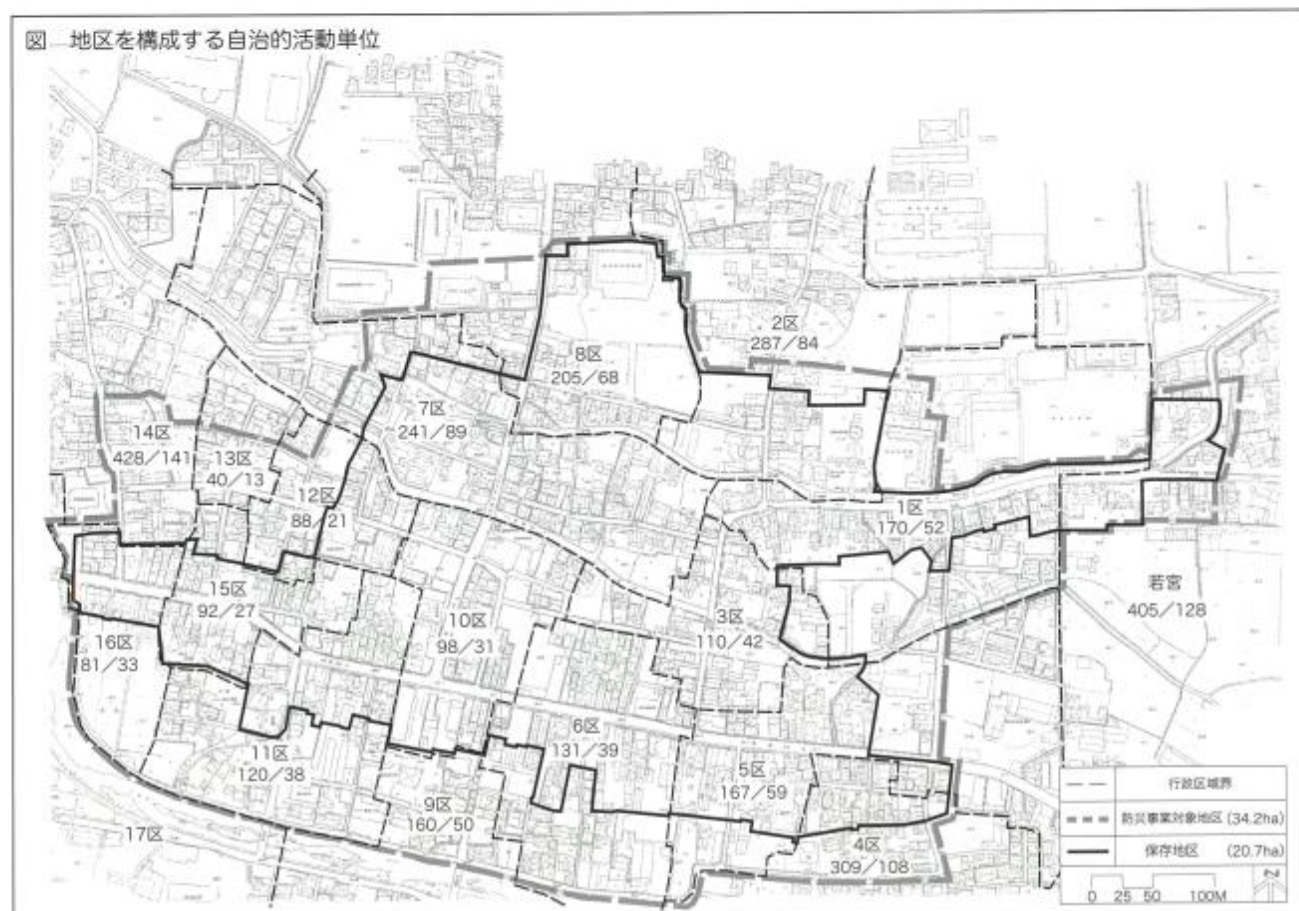
地区の行政区は、吉井校区大字吉井の全 21 行政区のうち 16 行政区と千年校区大字若宮の 1 行政区の 17 行政区により構成される。

大字吉井：3 区、6 区、10 区、11 区、15 区、16 区

1 区、2 区、4 区、5 区、7 区、8 区、9 区、12 区、13 区、14 区の一部

大字若宮：若宮の一部

図 1 地区を構成する自治的活動単位



2) 地区の人口と年齢構成

○地区の人口

行政区の人口は、概ね減少傾向にある。平成2年度から平成14年度の増減を見ると1区、12区、14区を除いた行政区で減少している。特に11区（-30.8%）、13区（-41.2%）での減少が著しく、地区は吉井町の中心市街地でもあり空洞化が進行している。こうした人口減少は、国道210号沿道を中心とした商店主などの職住分離の進行が要因とも考えられる。

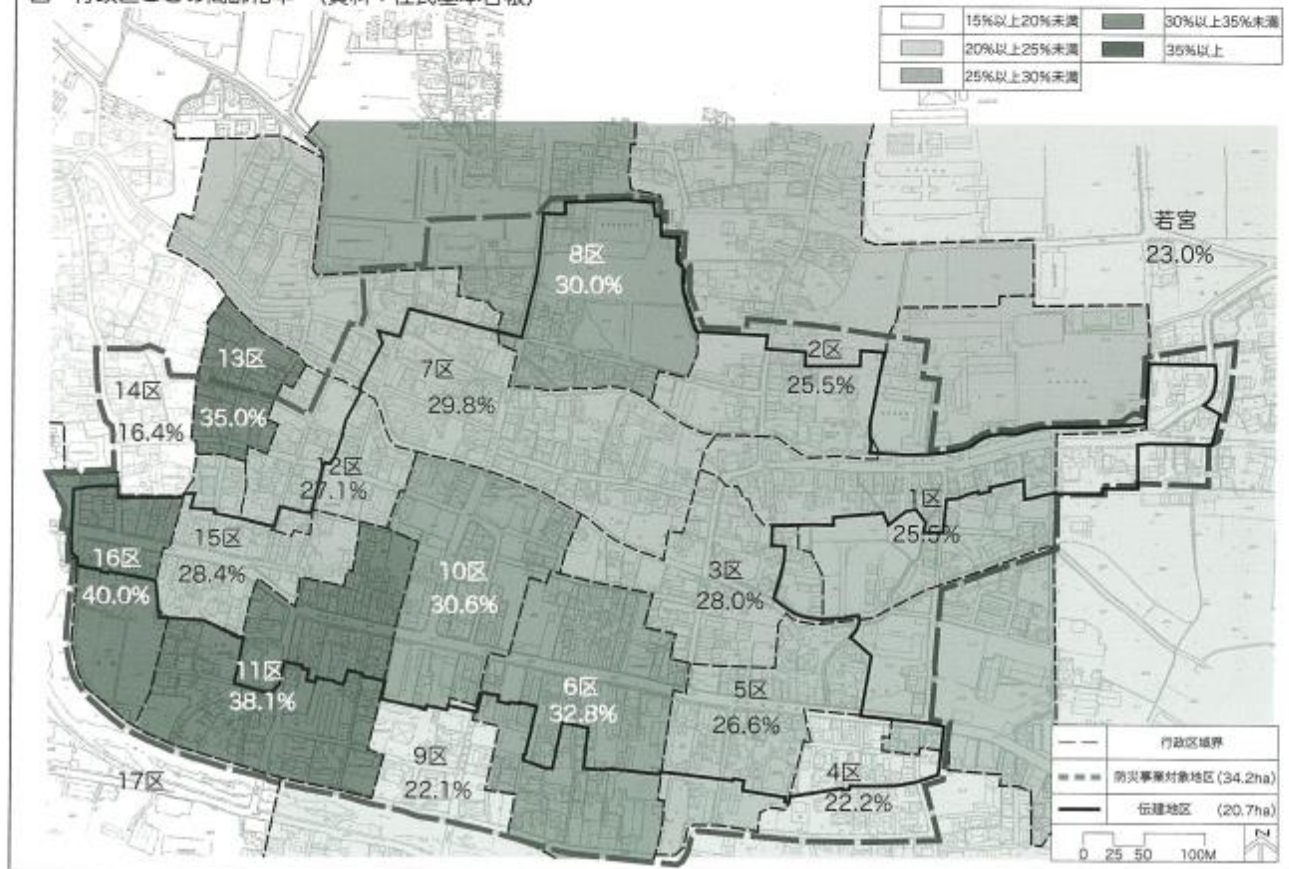
○地区の年齢構成

平成14年時点の高齢化率は、地区全体で約26%を示している。全体の約3分の1にあたる6区、8区、10区、11区、13区、16区の6行政区で高齢化率が30%を超えている。災除川左岸の国道210号に連続する古くからの商家の町並みは、昼間の賑やかさとは対照的に夜間は高齢者比率の高い生活環境となっている。

表 行政区別人口の推移

	H2	H7	H12	H14	H2/H14 増減	
					増減数	増減率
1区	160	177	175	164	4	2.5%
2区	343	308	279	276	-67	-19.5%
3区	129	119	108	105	-24	-18.6%
4区	333	315	328	330	-3	-0.9%
5区	217	211	177	170	-47	-21.7%
6区	178	153	129	132	-46	-25.8%
7区	302	267	236	240	-62	-20.5%
8区	259	207	220	202	-57	-22.0%
9区	171	168	155	160	-11	-6.4%
10区	134	110	94	99	-35	-26.1%
11区	182	146	128	126	-56	-30.8%
12区	79	86	86	85	6	7.6%
13区	68	46	44	40	-28	-41.2%
14区	347	405	439	426	79	22.8%
15区	115	104	97	95	-20	-17.4%
16区	104	84	89	81	-23	-22.1%
若宮	467	436	495	404	-63	-13.5%
地区計	3,588	3,342	3,279	3,135	-453	-12.6%

図—行政区ごとの高齢化率（資料：住民基本台帳）



5-2 防災設備の現況

1) 消防水利の配置状況

上水道を持たない吉井町においては、地区に係わる公設の消防水利 15 箇所はすべて自然水利となっている。水利種別としては、貯水槽、プール、河川、消火栓（井戸）となっている。常設の消火設備としては消火栓のみである。

なお、以下の水利は設定後長期にわたるため、近年の吉井町の生活様式や地区の状況に即した見直しや新たな位置づけが必要な時期となっている。

○水利

常時利用可能な水利は、比較的大容量の中央公民館（450 t）、吉井小学校の2つ（295t、70t）のプールと自身の消防用水としての利用が前提である吉井郵便局の貯水槽（108t）、町文化会館東側の貯水槽（72t）の5カ所と下記のタンク車（1.5t）である。

その他の水利は、河川及び井戸（地下水）となっており、気象状況など自然条件にその確保が左右されやすい。特に5カ所の取水口を配置される南新川にあっては、冬場の最も乾燥し火災発生の可能性が高い時期の流量は乏しく、特に、若宮口では南側の道路を隔てた鏡田屋敷、居蔵の館といった人の集まる施設を防火対象物とした消防用水（0.8 m³/分）としての流量が必要であり、年間を通じた水利確保が懸念される。

南新川は大石堰土地改良区によって管理されるものの現時点では消防水利としての利用に吉井町との間の特別なルールや制限は設定されていない。

○防火・消防設備

岩井の広場南側の金子文夫資料展示館とともに吉井町消防団第4分団倉庫が配置され、1.5tのタンク車1台（全町で3台）が格納されている。なお、吉井町には計6台の消防ポンプ車が待機するが、地区及び周辺への配置はない。

水道による日常的な加圧送水が期待できないため、1機の消火栓を除いて消防ポンプ車の利用が消火の前提となっている。消火栓は放水の操作技術を要する65mm口径となっており、すべて消防署及び消防分団の使用設備となっている。

その他の町並みに係わる防火設備としては町指定文化財の鏡田屋敷と居蔵の館に自動火災報知器が設置されている。

表 消防水利等の配置状況

※ No. は水利台帳の番号

No.	所在地	水利種別	容量 (t)	口径 (mm)	備考
4	金川	吉井町中央公民館	プール	450	移転予定
5		杉内内科北側	南新川		冬季水量減少
6	岩井町	旧吉井町役場北側	災除川		
7	上町	吉井郵便局内	貯水槽	108	
8	新町	福岡銀行吉井支店北側	災除川		冬季水量減少
9	広園	吉井町文化会館東	消火栓（井戸）	65	
10			貯水槽		
14	上立丁	吉井小学校	プール	295	
15			プール	70	
16			南新川		冬季水量減少
17			南新川		
18			南新川		
19	中立丁	吉井幼稚園	南新川		

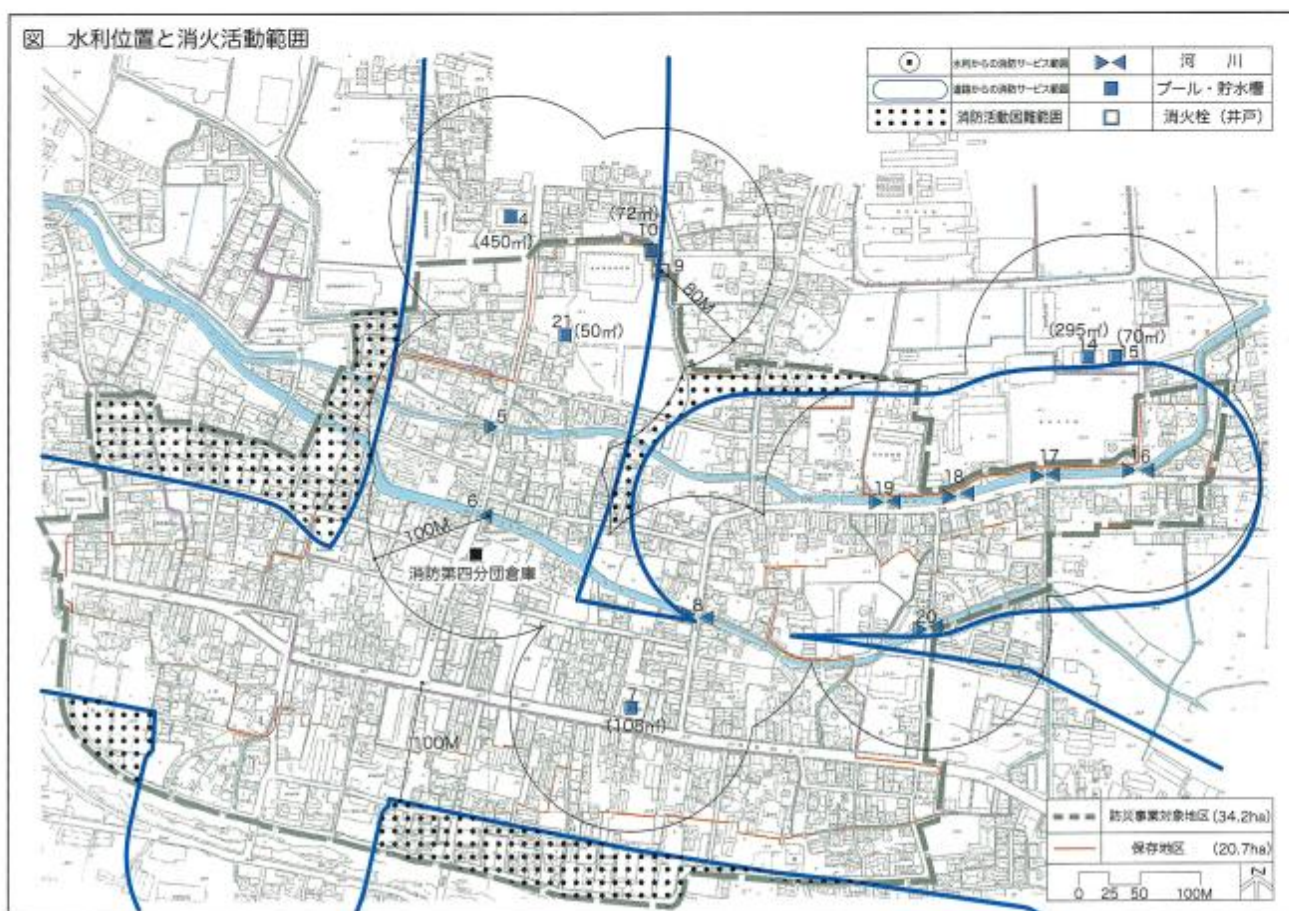
資料：吉井町消防水利台帳

2) 消防サービス範囲

以上の消防水利からの消防活動範囲を 100 m と想定すると、町並みの北側はほぼその範囲に入るが、地区の南西部ははずれることになる。しかしながら浮羽消防署からの緊急車両のアクセス性も高いため地区を東西に通る国道 210 号や県道吉井恵蘇宿線などの幹線道路沿道では、これらの消防車両等による消火活動が可能と考えられる。

これらのように幅員 6 m 以上の道路から 100 m の範囲を消防活動可能な範囲とすると、狭隘な道路基盤しか見られない地区西側の 12 区、13 区、14 区と巨瀬川右岸の 5 区、6 区、9 区、11 区、16 区の一部に消防活動困難区域が想定される。これら地区での違法駐車車両や通行車両が消防車両や救急車両の進入や通行を妨げる恐れが高い。

図 水利位置と消火活動範囲



5-3 防災体制の現況

1) 防災体制の現況

吉井町の防災について行政計画として位置づけられているものは「吉井町水防計画書」（平成14年度）のみとなっている。地域防災に関わる吉井町防災計画書は現在策定中で、筑後川流域という自然条件上その被災歴からも水防関連施策は充実するものの、本計画と連携しつつ上位の地震対策や防火消防などの指針は位置づけられていない。

2) 防災関連計画の内容

吉井町の防災体制は、県南広域消防組合による浮羽消防署と吉井町消防団によって構成されており、消防団長以下、各消防分団が災害発生時の地域活動の主体となっており、地区は3、4、5分団で構成される。

これら消防団員による互助的な防災活動は、消防施設の点検を基本として、年末などの高齢者宅の巡視、文化財防火デーにおける一般訓練（放水）と特に充実した内容とはなっていない。

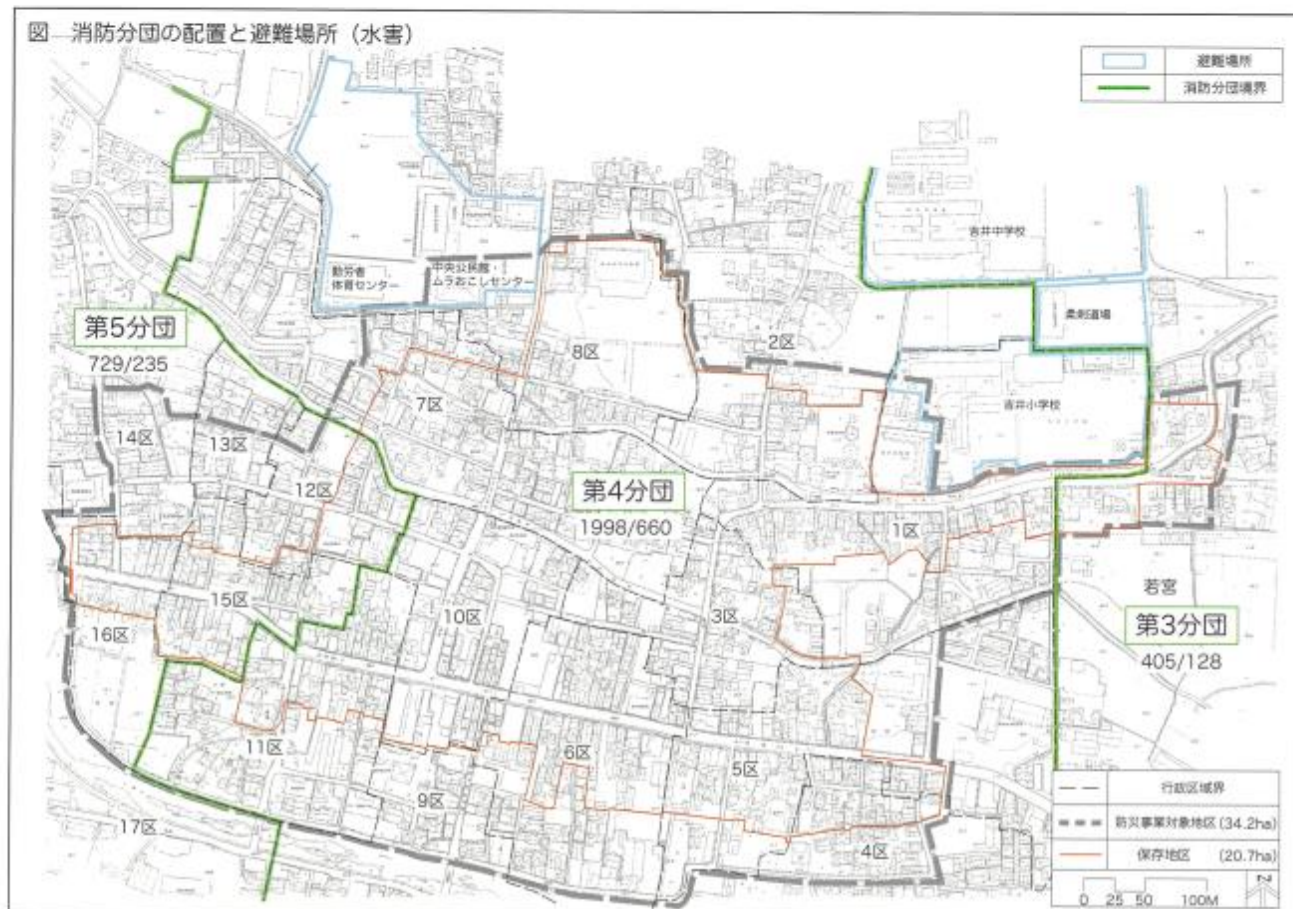
防火対策の基本である火災の初期検出については特別な火災情報システムは導入されておらず、指定文化財を除く一般家庭への自動火災報知器などの公設も行われていない。防災所管は総務課消防係となるなか、住民からの任意の通報は福祉係へと集約されるなど、一部で行政内の体制も合理的な状況でない。

3) 自主防災活動

町並み保存の活動は、「白壁保存と活性化を考える会」が発足した昭和59年に始まり、その後の伝統的建造物をはじめとした建築物等の修理・修景事業及び街なみ環境整備事業は順調に実績を重ねてきたところである。

しかしながらこれら事業は発意当初からの継続した住民の成果とは言い難く、概ね行政主導で進められてきたと言え、自主防災組織等はなく、現在までに地区の保全・整備を具体的に担い今後の防災活動の受け皿となる住民組織も育っていない。

図—消防分団の配置と避難場所（水害）



6. 防災計画策定上の課題整理

6-1 「建築物等の防災性能の向上」に向けた課題

1) 耐震性能の把握と評価

- 伝統的建造物を中心とした構造形式の把握
- 構造形式ごとの構造耐力上の評価
- 腐朽・蟻害の把握と改修方法の検討

地区の保存物件を中心とした伝統的な建築物等は、吉井の町並らしさを伝える大正～昭和期にかけて建築された町家建築については、比較的断面の大きな材によって軸組の数、バランスなどが図られ、大壁造により壁量が確保され腐朽を招きにくい構造となっており、その遺構としての存在が、数度の大火を経験し耐震性に優れた様式を獲得してきた吉井の伝統的建造物の特性を示している。しかし、これらの吉井を代表する上質の町家建築以外では、幕末頃からの小中規模の町家建築などは構造及び構造材はかなり脆弱なものとなっている。また、屋敷建築は町家建築に比べて繊細な構造材によるが一定の敷地規模が実現する比較的整型な平面形態からバランスが保たれ倒壊等の可能性は低い。

平成6年に実施された伝統的建造物群保存対策調査が町家建築を中心に調査されたものの屋敷建築などの詳細調査は行われていないこととその調査後10年近くが経過していることを考えると、地区の伝統的建造物を中心とした詳細調査の再開などに際して、建築物等の構造形式を具体的に把握し、その形式ごとの代表的な事例による構造計算などから耐震性能を客観的に評価し、共有する必要がある。

また、建築物の耐震性能に大きく影響する要因に腐朽と蟻害があるが、これまでの修理修景事業に係わる報告は見られず、別途特別な被害報告もない。しかしながら、真壁造の建築物等に腐朽は散見されるため、これら腐朽・蟻害による建物の老朽化についての地区の総合的な把握も必要である。

2) 延焼・類焼対策

- 防火性能の高い伝統的な形態意匠による修理・修景事業の推進
- 町家建築側壁の耐火性能の向上

町家建築の多くは漆喰塗込大壁造のため外部からの延焼に強くかつ建物背後へ容易に火が回らないための延焼ブロック帯となっており、また多くの屋敷建築は周囲に庭園や菜園を配置する低密な屋敷地の構成から類焼による危険性も低い。したがって、この地区特性を維持することが伝建保存地区に係わる防災事業の基本となる。

しかしながら町家建築については、一部の上質な町家建築を除きほとんどが側壁の軒裏が露しとなっており、一階部分を板壁の大壁とする場合も含め、真壁造とするものが少なくない。特に、一階と二階の側壁が通される小中型の町家建築間においてその耐火性が低い。またこうした町家間の狭隘な雨落空間にも拘わらず、通行の機能を停止していたり可燃物を置いていたりといったケースも多い。したがって、特に町家建築の側壁に関しては、修理修景事業との整合を基本としつつ延焼防止に資する耐火性能の向上が必要である。

3) 火源周辺の点検と評価

- 火源周辺の詳細把握と予防措置

伝統的建造物を中心とした建築年齢の高い建築物等は言い換えれば老朽家屋である。元来、伝統的建造物自体はその使われ方に対応した耐火性の高い構造であったにもかかわらず、今日では、ライフスタイルの変化にともなう台所や風呂場などの配置や構造や火種の変化などから、それらを内包する建物自体の相対的な耐火性能に懸念がある。また、老朽家屋では、屋内電力配線の老朽化による漏電と引火の危険性も高い。

現在、建築物についての町あるいは消防署などによる防災点検などは見られない。これらの出火元となりやすい場所や屋内配線の現状把握を行いつつ、防火性を高める予防措置とその性能維持の点検等のあり方の検討が必要である。

6-2 「災害に強い総合的なまちづくり」に向けた課題

1) 水利・消防設備の充実

- 安定した水源の確保
- 初期消火に資する消火設備の設置
- 公設消防に耐えうる水利設備の設置

地区の水利は、一般的な防火水槽としての小中学校及び中央公民館のプールを除き、南新川、災除川といった河川に依存するものの南新川は農閑期の水量が乏しいなど実態に即した消防用水の位置づけとはなっていない。また上水道を持たない吉井町においては井戸が消火栓の水源となっているなど、ともに安定確保が困難な水源をどう改善または補完していくのが課題である。

このため、地区に巡らされる水路の活用が有効であり、才の木溝をはじめとして一部水路での開渠化など伝統的な景観形成を図りつつ身近な水利確保に努め、自主的な初期消火へ対応すべきであろう。

また、地下水や水路を水源とするなか消防水利としてどのように確保するかが課題となる。初期消火後の本格的な公設消防活動に必要な水利を計画的に管理していくための防火水槽等の配置が具体的な整備課題となる。

2) 避難路等の確保

- 避難場所、避難経路等の確保と共有
- 消防活動困難地域への対応

水防計画に位置づけられる避難地は中央公民館、吉井小、吉井中と地区北側に偏るため、地区全体の避難路及び消火活動動線などの位置づけと、これに連携した必要な避難場所等の配置など、総合的かつ体系的な防災ネットワークの形成が必要である。また、こうした地区全体の防災ネットワークと併せて、町家の雨落空間を利用した前面道路への緊急避難路や屋敷地に介在する一段の農地及び地区に広がる公共公益施設の駐車場などを利用した火除地悪補などの検討が必要であろう。

なお、地区の北西の亀甲、吉竹と地区南側巨瀬川右岸には、脆弱な道路基盤のため消防活動の困難と思われる地域が見られる。地区外からの消防活動や水利を伴う消防広場などの検討を行い、町並の歴史的風致を形成する道路幅員を維持可能な防災機能の強化を図る必要がある。

3) まちづくりに資する防災体制の形成

- 防火・消防体制の構築
- 防災拠点の形成

吉井町は幾多の水害経験より水防に対する意識と災害発生時の伝達系統などは整備されるものの、防火及び火災発生時における体制は明確な位置づけはない。このため、火災時の発見の遅れや避難の混乱などが大きな災害に発展する可能性が高い。したがって、現在作成中の「吉井町防災計画」においては、活動等の実績のある水防と一体となった総合的な防災計画を策定し、地区及び町民への周知を徹底していく必要がある。

また、水防計画に位置づけられる避難地は中央公民館、吉井小、吉井中と地区北側に偏るため、避難機能のみならず情報システムや防災活動から日常の住民活動など地区のまちづくり活動の中核を担う拠点施設等の必要性とあり方を検討する必要がある。

6-3 「安全な生活を実現するコミュニティの育成」に向けた課題

1) 高齢化への対応

- 災害対応能力の低下抑制
- 高齢世帯の巡視

高齢化率は25.6%となっており地区の4人に1人が65歳以上となっている。さらに50歳以上人口構成は45.4%となっており、地区内の計画的な新規住宅供給を前提としない地区にあって、高齢化は今後さらに加速され、災害弱者の増加による地区全体の災害対応能力低下の抑制が課題である。

高齢世帯を中心とした巡視は消防分団によって年末に定例として行われているが、今後は日常的な巡視体制などにより地区のコミュニティの形成を図りうる互助活動などの検討が課題である。

2) 住民の主体的な防災活動の育成

- 地区活動に特化した住民協議の場づくり
- 支援すべき自立したコミュニティの育成

地区は2校区計17行政区で構成されるが、地区内外に渡る行政区があるなか、元来、国道210号（旧豊後街道）を都市軸として成立してきた町並みであるため生活空間としての地区東西との繋がりが見られるなど、地区住民による一体感が希薄なため、伝建事業をはじめ地区内の具体的な住民協議などの場の形成が容易ではない。また、地区消防の実働を担う消防分団は、3、4、5分団と構成されるものの、4分団以外はその活動拠点を地区外に置き、保存地区に特化した活動体制はない。

また、地区の行政区は、不整型なものも多く、一部で町並の構造を規定する南新川や災除川及び巨瀬川などを跨ぐ形で構成されており、災害発生時などに消防活動や避難等に障害となることも考えられるが、今日までの自治活動の実績を尊重し、今後の防災体制づくりと自主防災活動の強化充実を行うことで、実行力のあるコミュニティ単位を形成すべきと考える。このため、防災事業を契機として地元で主体的に考え責任ある活動によって行政と対話できるような自立したコミュニティの育成を支援し、今後の総合的なまちづくりを実現すべきであろう。

3) 防災意識の向上

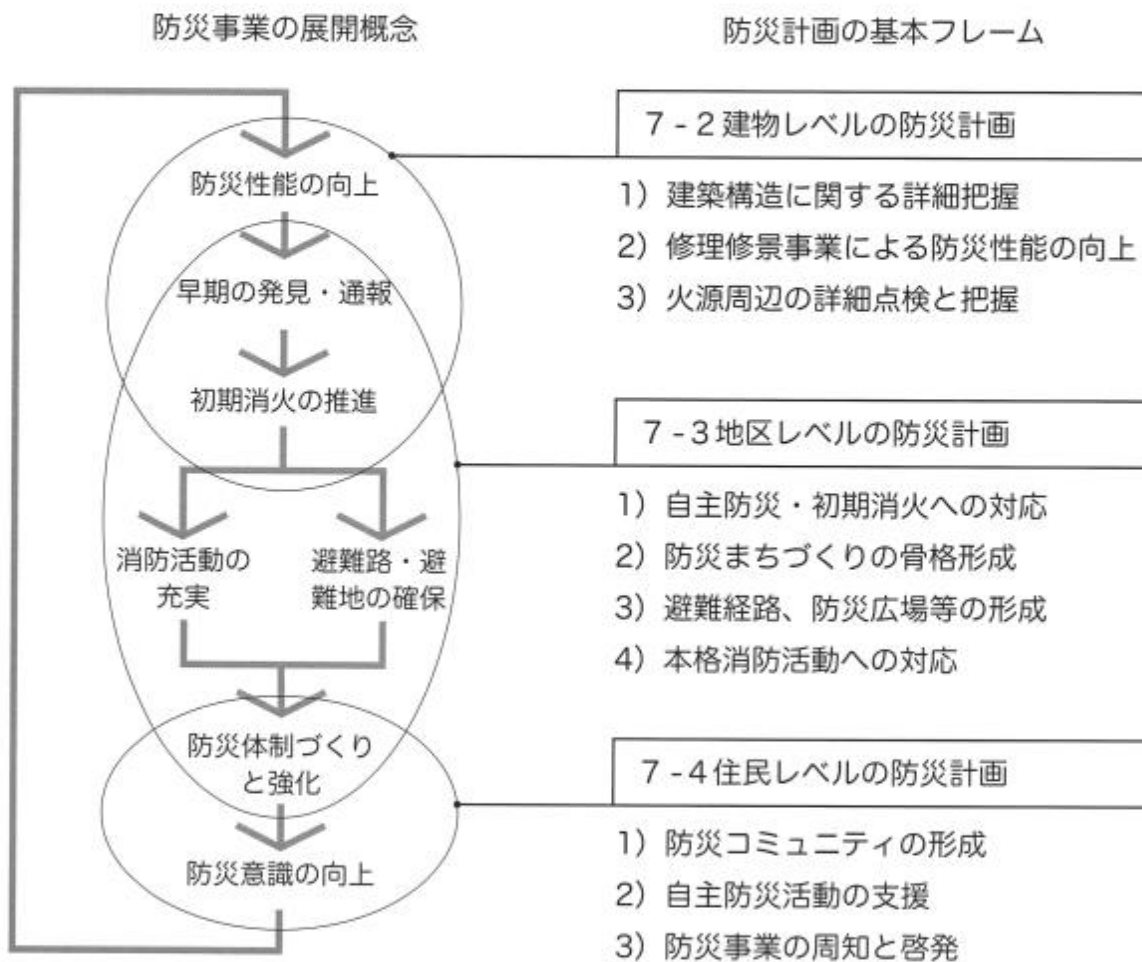
- 日常的な防災意識の向上

災害時の活動などは、火災等の早期発見、初期消火及び自主避難など地区の住民活動に負うところが大きく、また防災事業により整備される防火消防設備などの利用主体も主に住民が想定されるべきである。このため、地区の空間構成や防災計画の周知と啓発を図る必要がある。

7. 総合防災計画

7-1 総合防災計画の考え方

以上の現況把握と方針実現の課題より、地区の総合的かつ段階的な防災計画の考え方を以下のように設定し、建物レベル、地区レベル及び住民レベルの観点から、それぞれの防災内容を検討することで今後の事業展開に資する防災計画を提案する。



7-2 建物レベルの防災計画

1) 建築構造に関する詳細把握

●耐震診断の実施

- ・自然条件や被災歴から地震による大災害の発生は水害や大火ほど想定しにくいですが、伝統的建造物をはじめとして地区の建築物は多くが木造建築であり、今後は、さらなる老朽化からの倒壊等とそのことによる町並みの損傷を回避すべきである。
- ・地区内の全ての木造建築物について、簡易耐震診断の実施を居住者及び自治会へ働きかけ、建築物の耐震性能を把握し今後の防災活動の予見として整理する。
- ・この診断で「倒壊の危険ある」と診断される建築物と保存物件については、専門家による専門耐震診断を順次実施することとする。また、その他の建築物においても、修景事業を行うことが具体化した建築物についても事業以前に専門耐震診断を行い、耐震性・耐用性が高く事業効果の高い修理修景事業の推進を図ることとする。
- ・こうした診断は、「耐震診断マニュアル」を作成することとし、そのなかで居住者自らが簡易耐震診断を実施することを呼びかけ、併せて防災意識の啓発を図るものとする。

図 簡易耐震診断マニュアル（例：「あなたの家は大丈夫？」地震に備えてわが家の診断（木造住宅の簡易耐震診断）／大阪府

木造住宅の簡易耐震診断

A：地盤・基礎

建物が建っている敷地の地盤と基礎の状況によって評点を求めます。[詳細情報]

基礎の構造 \ 地盤の状況	良い・普通	やや悪い	非常に悪い
鉄筋コンクリート造布基礎	○1.0	○0.8	○0.7
無筋コンクリート造布基礎	○1.0	○0.7	○0.5
ひび割れのあるコンクリート造布基礎	○0.7	○0.5	○0.3
その他の基礎 (玉石・石積・ブロック積)	○0.6	○0.3	○0.1

B：建物の形

建物の形のバランスによって評点を求めます。[詳細情報]

建物の形	評点
整 形	○1.0
平面的に不整形	○0.9
立面的に不整形	○0.8

C：壁の配置

建物の4方向の外壁の量のバランスを見るものです。[詳細情報]

壁の配置	評点
つりあいの良い配置	○1.0
外壁一面に窓が1/5未満	○0.9
外壁の一面に壁が無い(全開口)	○0.7

D：筋かい

壁の中に筋かいがあるか、ないかによって評点を求めます。[詳細情報]

筋かいの有無	評点
筋かい有り	○1.5
筋かい無し	○1.0

E：壁の量

家の壁の量を5段階で評価し、評点を求めます。[詳細情報]

壁の量 \ 階数	平屋建	2階建
多 い	○1.5	○1.2
やや多い	○1.5	○1.0
普 通	○1.2	○0.7
やや少ない	○1.0	○0.5
少 ない	○0.7	○0.3

F：老築化

建物の老築度によって評点を求めます。[詳細情報]

老築化の程度	評点
経 全	○1.0
老朽化している	○0.9
崩れたり、シロアリに喰われている	○0.8

A	x	B	x	C	x	D	x	E	x	F	計算	総合評点
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	------

－診断結果判定表－

「計算」の結果が表の左側にチェックされます。

総合評点	判 定	今後の対応
● 1.5以上	安全だと思います	—
● 1.0以上～1.5未満	一応安全だと思います	専門家による診断を受ければ、なお安全です。
● 0.7以上～1.0未満	やや危険です	専門家による診断を受けて下さい。
● 0.7未満	倒壊又は大破壊の危険があります	ぜひ専門家と補強について相談して下さい。

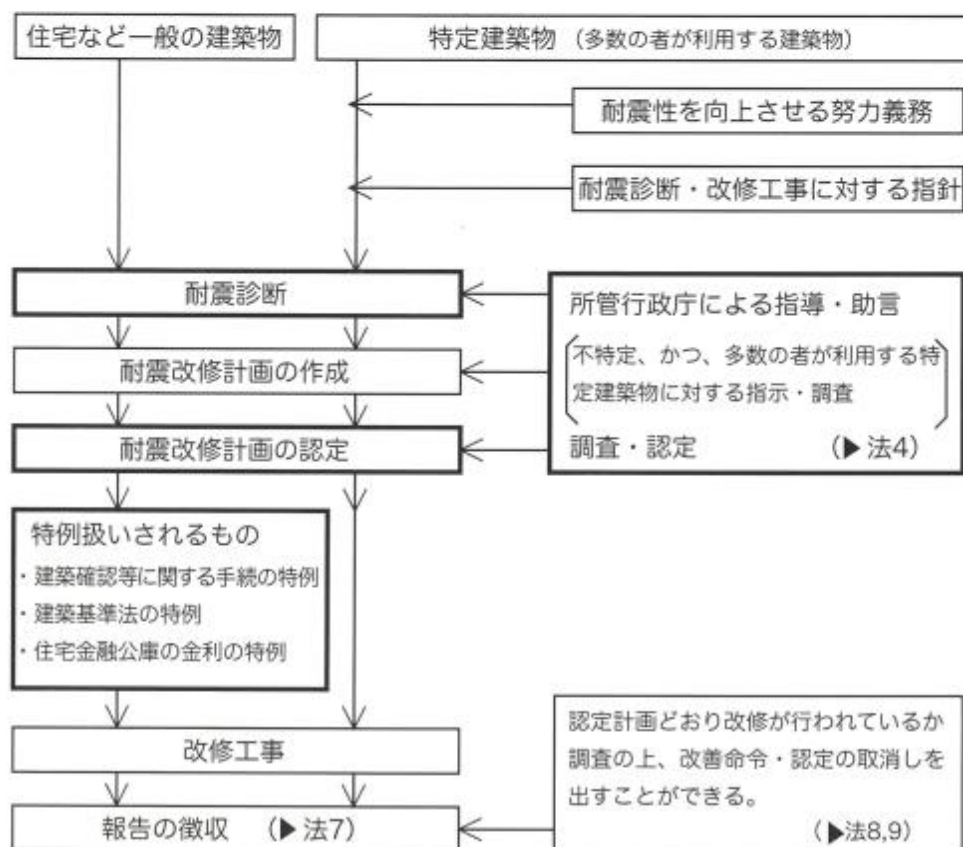
耐震診断のご相談は、お近くの建築士事務所協会にお問い合わせ下さい。

●伝統的建造物の耐震改修計画作成の推進

- ・町家建築の構造材断面の大きさや上質の町家建築、屋敷建築などの平面形態のバランスの良さから地区の伝統的建造物は概ね耐震性能に優れていると判断できるが、今後は、修理に際してあるいは事業後の物件について、順次、前述の専門耐震診断を行うものとする。
- ・すでに事業済みの物件を含めた地区のすべての伝統的建造物について、その構造と老朽化などの状況を把握した上で、随時、耐震性能の向上を図る必要がある。
- ・このため地区の保存物件は、耐震改修法に基づく耐震改修計画の作成を所管行政庁（久留米土木事務所）の指導・助言により実施することを検討する。修理事業を受けようとする保存物件に関しては、この耐震改修計画の認定をもって、順次、事業化することで、一定の安全性をもった耐震性の確保と向上を図ることとする。

●腐朽・蟻害への対応

- ・蟻害については、保存物件の修理事業に関しては補助メニューとなっているが現在のところ活用実績はない。
- ・またその対策に関しては、伝統的建造物の防蟻は伝統的建造物を含めた地区の全ての木造建築物をケアしなければならず、またその被害把握も現在のところ修理修景事業等の施工段階において確認されるケースが多く、事前の対応が困難な状況である。
- ・したがって、今後は、前述の居住者による簡易耐震診断により一定の腐朽・蟻害の状況を把握することとし、耐震性能を低下させるものあるいはそれを含む区域については、自治会等の主体的要請に応じて修理修景事業と連動せずとも対策事業を具体化することとする。



2) 修理修景事業における防災性能の向上

●修理修景事業の推進

- ・上質の町家建築に見られる漆喰塗込大壁造などは耐火性能の高い吉井らしい町並み景観である。今後は、上記のような耐震改修と協調しつつもオーセンティシティを確保した修理修景事業を推進し、今後とも、災害に強い町並み環境を形成していく。

●延焼・類焼への技術的検討

- ・吉井町は都市計画が導入されておらず建築基準法の集団規定が適用されないため、保存計画に基づく修理修景事業が比較的支障なく推進されている。このことは町家建築の側壁の構造や軒裏などの多くが同法が適用される他の市街地などにおける不適格建築物の立地を説明している。
- ・このため延焼・類焼に関する防火面の規定が建築等の制限になっていない点については、建築基準法22条の規定に準拠して屋根、外壁の不燃及び難燃化を目指すべきではあるが、必要以上の防火規定の設定は特に修理事業の目的と乖離するため避けることとする。
- ・しかしながら、実用化に向けた防火塗料による木部の燃焼抑制の試み（高山市）の事例もあり、先進技術の動向に注視しながら、修景事業に限った導入などを本地区でも検討していくこととする。

●延焼・類焼を防ぐ植栽の奨励

- ・修理修景事業の推進による居蔵造の町並みによる火災の緩衝ブロック体としての効果とともに、中高木を中心とした樹木の植栽による延焼類焼の抑制効果を目的として、今後は、修理修景事業に併せ、履歴や町並みの歴史的風致に調和可能な範囲にしたがいつつ町家中庭や屋敷地及び社寺境内への植栽を積極的に奨励していくこととする。
- ・また、屋敷地の修景事業等は、歴史的風致との調和を原則として、災害時の倒壊や避難の分断要素となるブロック塀の生垣化を、適切な樹種や配置、形状などの確保とともに図り、延焼に強く潤いのある道路空間を実現する。

3) 火源周辺の詳細点検と防災性能の向上

●火源周辺などを把握する防災データベースの作成

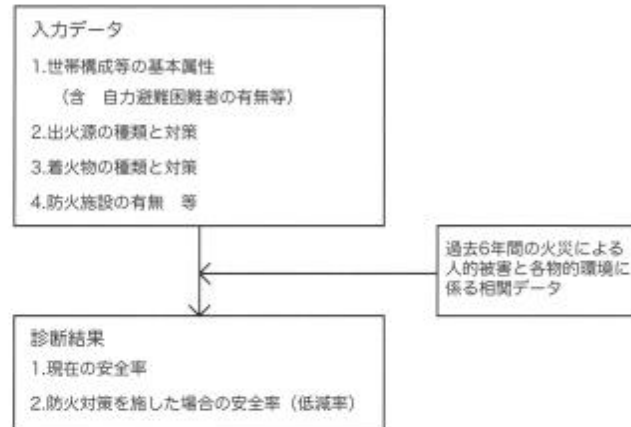
- ・建物内部の台所や風呂場周辺などの火災の火元となりやすい場所や老朽化のため漏電による出火の危険性が高い屋内配線について、今後はできる限り地区内のすべての建築物等について順次その現況を把握しつつデータとして管理し、消防署による住宅防火診断などにより各戸建物ごとの安全率などを一元的に把握しておく。

●各種警報装置の設置の推進

- ・自力避難困難者などの災害弱者世帯を含め、上記の安全率などによって診断される防火対策にしたがって、熱感知器、煙感知器、ガス漏れ探知器などの各種警報装置の設置を働きかける。自主的な設置を原則とするが、自治会等への働きかけにより必要に応じて助成措置等の新設を検討する。
- ・なお、設置状況なども上記データベースのもとで管理、把握する。

●指定文化財等の消防設備（消火栓）の配置

- ・地区内には、町指定文化財の鏡田屋敷及び居蔵の館については地区集会施設として、自動火災報知器が設置されているが、消火設備は設置されていない。
- ・このため今後の火災被害を最小限に納めるべく初期消火設備の設置を行うものとする。
- ・これら施設は有人管理の形態をとるため、管理者及び周辺住民が操作可能な1号消火栓（p.41 参照）を配置し、当該建造物のみならず周辺の建築物等への消火活動も可能なように屋外設置を原則とする。



7-3 地区レベルの防災計画

1) 自主防災・初期消火への対応

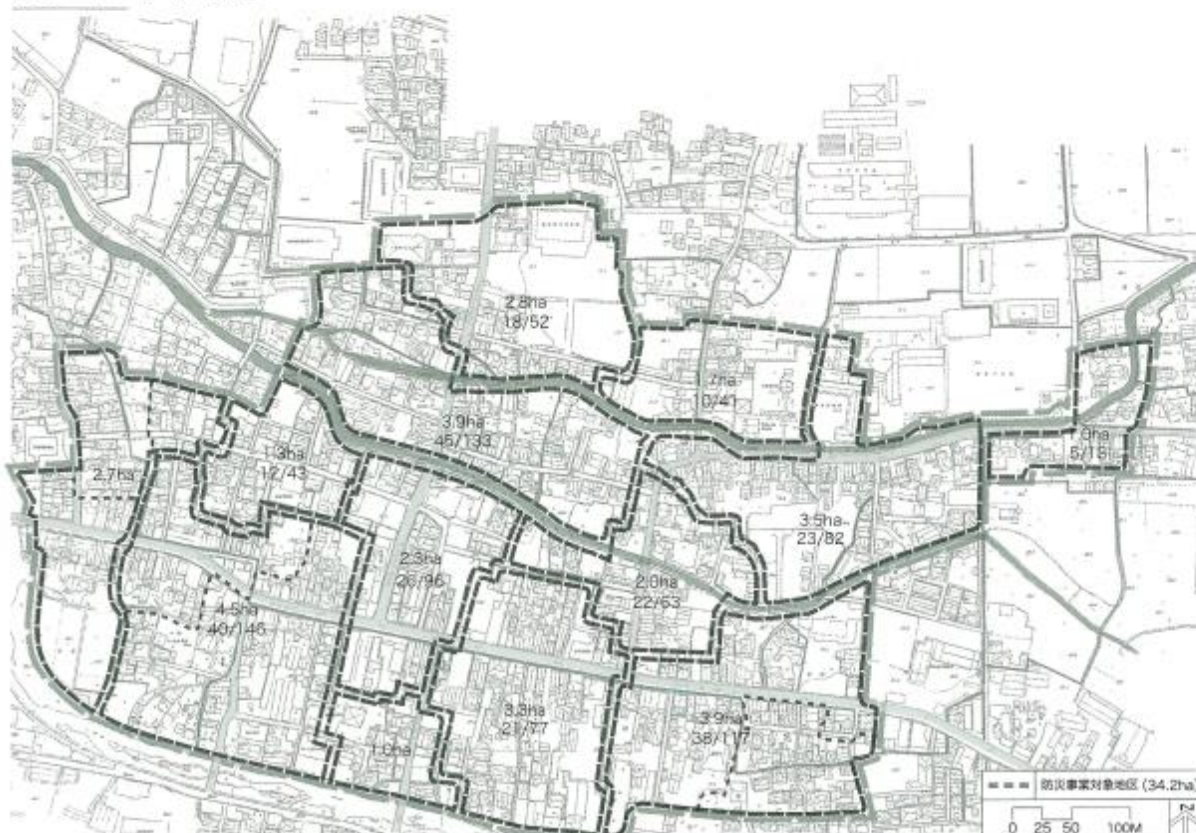
●自主活動の単位となる防災コミュニティの設定

- ・近隣連絡設備や蟻害対策、後述する消防設備の維持管理などの地元主体となる防災単位を行政区を元に下図のように設定する。
- ・全体としては地区のバランスある避難路や防災設備等の配置を図りつつも、積極的かつ主体的な防災まちづくり活動については効果的に行政支援することで、即地的で効率の良い防災まちづくりをマネジメントしていくと同時に、コミュニティ間の競争意識を生ませ、自律したまちづくり活動の機運を育成する。

●早期発見・通報設備の整備

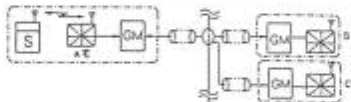
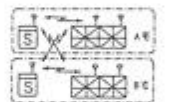
- ・地区内には、町指定文化財である鏡田屋敷及び居蔵の館の2件に関しては自動火災報知器が設定されているものの、その他の伝統的建造物等には体系的な設置は行われていない。このため火災等の早期発見、初期消火の実効性を高めるためこの設置を検討する。
- ・近年、空き家が多く高齢化や単身世帯化が進んでいる本地区区にあっては、誤報等への対応が困難である理由と地区の積極的かつ自主的な防災意識の啓発を目的として、複数世帯による監視及び通報体制を採用すべきと考える。
- ・このため、非常連絡設備によりまずは近隣へ連絡し救助及び消防署等への通報を求める相互体制を整備するべきで、前述した各種警報装置の設置の実績に併せて10世帯程度の単位で近隣連絡設備の設置を検討する。

図 防災コミュニティの設定



- ・その整備にあたっては、地区の全世帯を対象とすることへの費用面や事業の長期化などから、手動報知の簡易型システムタイプによる順次設置を基本として、自治会からの主体的な要請に対して行政として助成あるいは支援する仕組みとしたい。
- ・保存地区にふさわしいと考えられる早期火災検出システムとしては前頁表のように整理でき、既に多くの修理修景実績がある当地区にとっては無線自火報システムが、コードレスのためその設置及び取り扱いの簡易性が高く地区及び伝統的建造物の歴史的風致に調和させやすいものとする。
- ・一方で平成 16 年度以降「街なみ環境整備事業」で事業予定である電線類地中化事業と連携したグループモニターシステム（地下埋設）の導入も想定でき、今後は、整備後の管理主体となるべき地元住民を交えた検討を行うものとする。

表 監視、通報システムの例

	A：グループモニターシステム	B：無線自火報
1) 構成別		
2) 特徴	同ケーブル使用の為、同一敷地内又は、CATV サービスエリア内の送信、監視ができる。 柔軟に住戸をグループに組める。	微弱電波（郵政省申請手続きが容易）の送信監視システムで機器の取り付けだけで良い。 監視エリアは約 50m 程度。
3) 官公庁手続き	消防機器（検定品） 郵政省（無線通信、有線通信、CATV）	消防機器（検定品） 郵政省（無線通信）
4) 関係技術者	電気工事士、消防設備士、有線技術者	電気工事士、消防設備士
5) 住戸内	住宅情報盤 GP-3:1 回線等 無線感知器 MAX8 ヶ / 戸 無線受信機 1 台 / 戸 電送システム グループモニター 1 台 / 戸	MAX8 ヶ / 戸 4 台（グループ戸数 G=2 の場合）G2 台
6) 施工内容	1) 機器取付 2) CATV・同軸ケーブル布設	1) 機器取付のみ
7) 住戸内コスト	1) 受信機 無線か有線 2) 感知器（熱） 3) 感知器（煙）	無線のみ
8) 電送コスト	グループモニター 同軸ケーブル	
9) 使用料 メンテコスト	リチウム電池（6v × 2）交換他	リチウム電池（6v × 2）交換他
10) 停電時対策	バックアップ可	バックアップ可
11) 地震配線切れ	支障あり	支障なし
総合判定	ITV・TV 今日聴等のシステムが有れば、配線を専用布設しなくても良く、特に回線使用料は不要。 道路占拠許可が必要。 地域の情報・PR・案内等への活用ができる。	近距離に限定されるが、特に配線を新設する必要がないので建物を損傷せず、美観もいい。 特に回線使用料も不要。 グループ内の戸数 4 戸以下が望ましい。

(凡例)

 : 受信機 : 無線式煙感知器 : グループモニタ

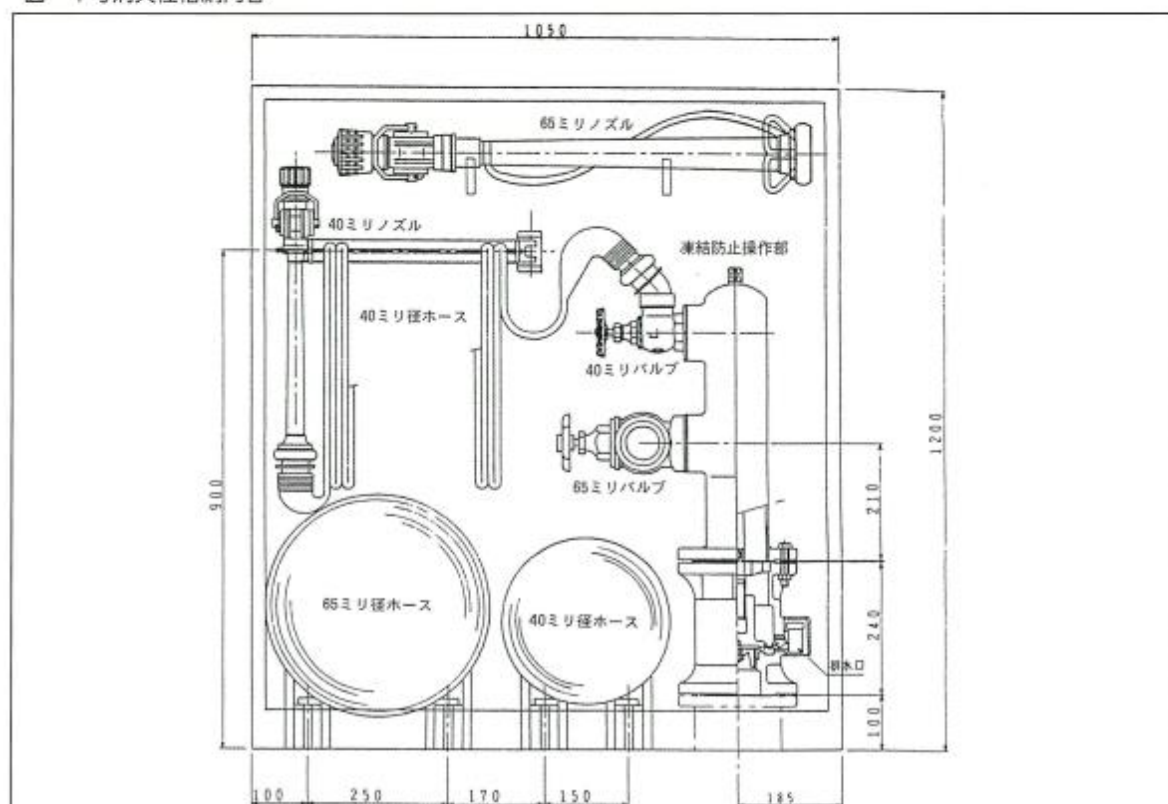
●自主的な初期消火をに供する1号消火栓の整備

- ・地区の消防は、火災発生の確認の後、浮羽消防署より本地区に消防隊が到着する時間は概ね10分程度を見込まなければならない、初期消火の効果が大きい。
- ・伝統的建造物等が水勢・水圧に弱いことなどを考慮して、特別な技術を必要とせず住民でも操作が可能な消火栓（ホース口径40mm）を整備する。
- ・消火栓は、延焼の危険性が高い高密度な町家景観誘導帯を中心として防火水槽とともに設置し、水源の距離に関係なく安定した水量を利用できるものとする。（p.〇〇参照）
- ・また、防火水槽付近は初期消火後の消防署、消防分団の到着による消防活動の場となるため、本格消防にも耐えうるホース口径65mmを併設したタイプの消火栓を配置する。

表 1号消火栓の仕様

1) 収納物	周辺住民用	差込式ノズル（2段可変噴霧ノズル付）	40A × 13 φ	1組
		消防用ホース（差込式、巻物で収納）	40A × 20 m	3本
		ホース架	40A 用	1組
		放水口（差込式）	40A	1組
	消防署・消防分団用	差込式ノズル（2段可変噴霧ノズル付）	65A × 20 ～ 23 φ	1組
		消防用ホース（差込式、巻物で収納）	65A × 20m	2本
		放水口（差込式）	65A	1組
2) 放水量	40 mm（130L / min 以上）			
	65 mm（550L / min 以上）			
3) 放水半径	60m			
4) 設置対象	対象地区全域			
5) 設置間隔	約 120m（国道 210 号沿道は千鳥配置で約 60m）			
6) 使用方法	周辺住民用	40 mmサイズを使用		
	消防署・消防分団用	65 mmサイズを使用		

図 1号消火栓格納内容



2) 防災まちづくりの骨格形成

地区レベルの防災計画を策定する上で、町並みの構造を規定する基本要素を以下のように捉え、保存地区の特性と調和した防災まちづくりの骨格として位置づける。

●伝統的かつ骨格的な道路

- ・国道210号、県道甘木吉井線、町道吉井福久線、町道高橋富光線などの町並みの最盛期である明治大正期から継承される道路は、今後とも地区の骨格的道路としてその線形や幅員構成などの堅持しつつも消防活動におけるルートとして位置づけ、車両の駐停車の抑制を原則として必要な屋外消火栓や防火水槽などの公設消防設備を合理的かつ効果的な沿道配置を促進する。
- ・また比較的広幅員である県道恵蘇宿線についても、地区中心部に消防第4分団のタンク車及びその格納庫が配置するため、上記同様に骨格的な消防活動ルートと位置づける。
- ・また、これらの比較的広幅員の道路は火災時の緩衝帯ともなるため、避難経路の幹線的な位置づけを行い避難路標識の設置などその周知を図るものとする。

●河川・水路

- ・地区を潤す重要な景観資源である南新川、災除川は、貴重な消防水利であると同時に、地区を東西3つに区分する分断要素でもある。このため災害時の避難には大きな障害として捉えた計画的な消防設備や体系的な避難ネットワークの形成が必要になる。
- ・また、国道210号南側を流れる才の木溝は生活防火用水として引き込まれた歴史的経緯からも、町並みの主要な骨格として、防火水利及び景観資源としての整備活用を図るものとする。

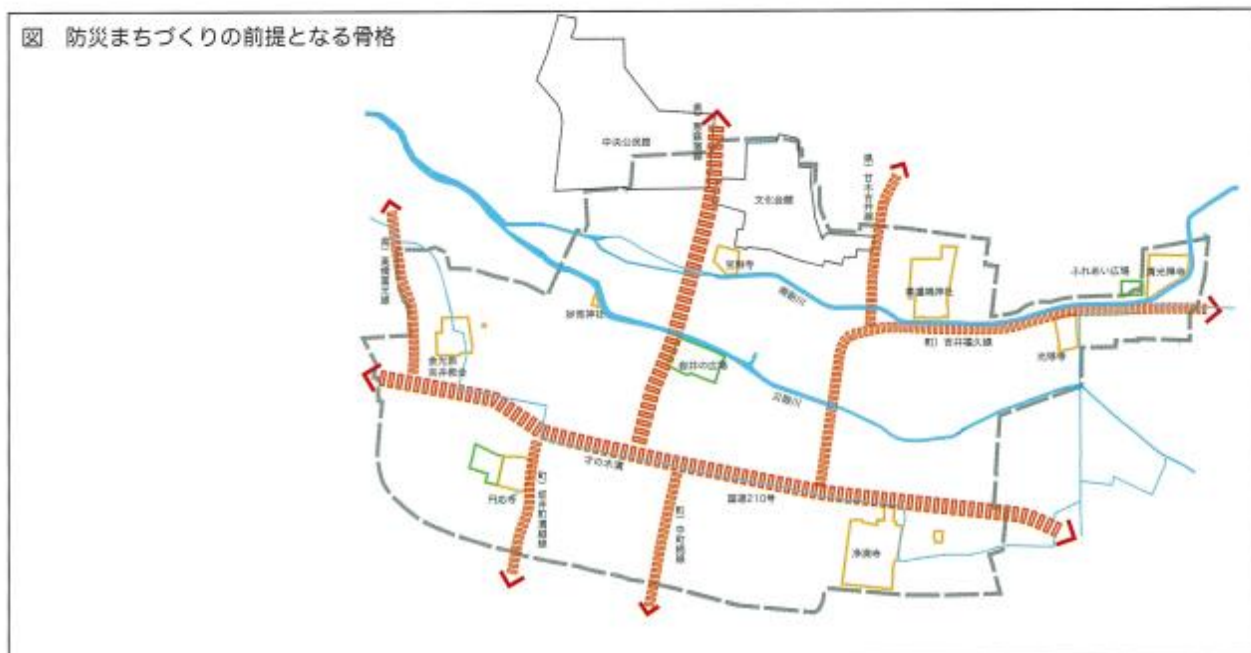
●寺社地・公園

- ・町並みの重要な構成要素である寺社地は、公共的なオープンスペースを提供するため、非常時のミニ防災広場として位置づける。
- ・また、消防第4分団倉庫に隣接する岩井の広場や十一区公民館と併設される公園なども近い範囲でのミニ防災広場として必要な機能配置などを検討する。

●公共空地

- ・指定避難地とされる中央公民館、吉井小学校、吉井中学校及び柔剣道場の他にも大規模な公共施設が地区北側縁辺部に配置するため、これらの駐車場などの公共空地も避難場所として積極的に位置づけ、地区の総合的かつ体系的な避難ネットワーク形成の骨格とする。

図 防災まちづくりの前提となる骨格



3) 避難路、防災広場等の形成

●体系的な避難ネットワークの形成

- ・地区の基本的な避難の考え方は、各戸からの避難目標は国道210号を中心とした幹線道路であり、そこから指定場所へと避難することが想定される。
- ・特に地区の南側に避難場所が配置されないため、地区南側地域は巨瀬川左岸へ、災除川左岸地域は国道210号へ、災除川右岸は北側の避難場所である中央公民館や吉井小学校などと、地区内の各コミュニティのある程度の避難方向をあらかじめ想定（下図参照）する。
- ・こうした中で、避難目標である幹線道路までの歩行レベルを含めた体系的な避難路の位置づけを各コミュニティごとに設定し、災害時の円滑な避難を目的として日常からの避難意識の持続を目指す。
- ・特にこの防災コミュニティにおける避難路に関しては、初期消火を目的とした周辺住民用消火栓を体系的な配置箇所とすることで、初期消火から避難へと災害時の自主活動のスムーズな流れを実現するものとする。

図 ソーン別の基本的な避難方向

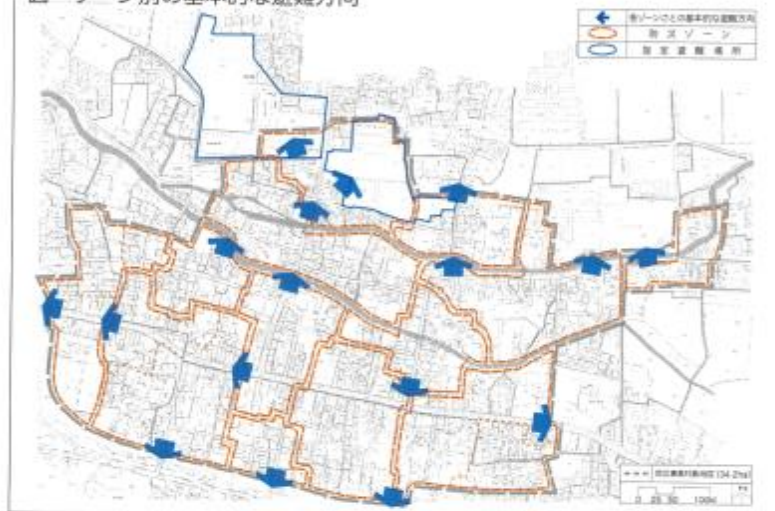
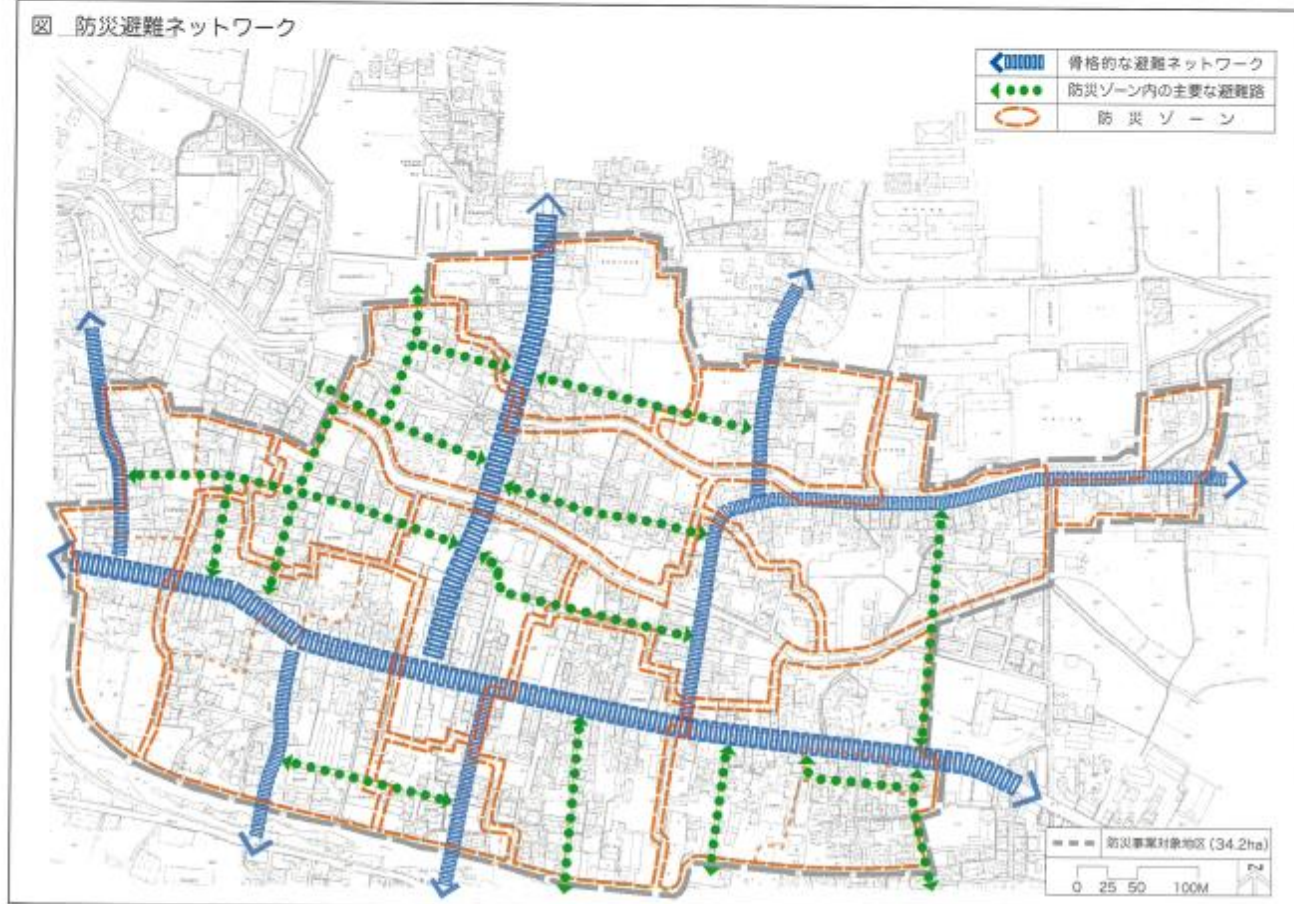


図 防災避難ネットワーク



●防災広場の整備

- ・避難ネットワークに連携し、かつ災害時の一次避難場所となる防災広場の整備を検討する。
- ・日常の生活環境の質の向上と町並みの持つ歴史的風致に調和した景観形成につながる公園広場であるとともに、防火水槽が配置され消火栓や防災設備格納スペースを持ち、消防ポンプ車等の緊急車両の滞留が可能な防災拠点として整備する。
- ・なお、今後の整備については地区全体の体系的なバランスに配慮しかつ未利用あるいは低利用な空地の活用により景観形成とともに町並みの賑わいづくりを担う施設とする。

●火除地の確保

- ・また、街区アンコには接道の困難さから存地しているまとまった農地や空地などがあり、当面は一時的な火除地として現況の土地利用の維持や確保に努める。
- ・このうち、特に開発の意向や圧力がうかがえる箇所については、必要に応じてその保全に努め、将来的な防災公園整備等の検討を行うこととする。

●駐車場の整備及び管理の推進

- ・同様に、街区アンコに位置する私営駐車場なども必要に応じて防災広場等のオープンスペース化を図りつつ非常時の一時避難場所等としての位置づけを官民で検討していく。
- ・また、文化会館や観光会館に付設される駐車場は、その位置のわかりやすさや使いやすさなどの向上による利用促進を図り、来訪者の不法駐停車を抑制する。
- ・同時に地区内住民にあっても、非常時の緊急車両等の進入に支障とならないように、道路脇への日常的な駐停車等を減らすためのルールづくりなどが検討されるべきである。

図 防災広場等と管理活用すべき駐車場



4) 本格消防活動への対応

以上までに初期消火から避難といった住民を主体とした自衛の観点から考えられる地区レベルの防災を検討したが、ここではその後の段階の消防分団及び消防署による公設消防活動に係わる考え方とそのあり方を整理する。

●主要な消防活動ルート

- ・消防署及び地元消防分団による公設消防における活動範囲は、地区の骨格として位置づけらる幹線道路を中心として沿道 100 m の範囲となる。(p 29 図参照)
- ・こうした消防活動の主要ルートは、自然水利の取水という制限はあるが公設消防水利の配置(同図参照)からも、国道 210 号、県) 恵蘇宿線、県) 甘木吉井線、町) 吉井福久線及び町) 若宮通板橋線となっている。
- ・したがって、本計画では、骨格的な道路(p 38 図参照)を公設消防活動ルートと位置づけ、これを軸として消防設備や防災施設を合理的に配置していくものとする。

●消防設備の整備

〈防火水槽(単独型耐震性貯水槽)の整備〉

○求められる性能、仕様など

- ・地下水の直接利用が消防水利として認められないなか、多くの町道が街なみ環境整備事業で美装済みとなっているため消火管の新たな埋設も困難かつ送水圧力を動力に頼らざるを得ない地区にあっては防火水槽による消防水利の確保が望ましいと考える。
- ・防火水槽については、上水道のない状況に対応が容易な単独型の地下埋設式耐震性貯水槽が望ましく、貯水給水の基本は、常時の維持管理が比較的容易な給水車や消防車によって外部より行われる方法とするが、水源までの距離や狭隘な道路基盤を勘案して、必要に応じて揚水ポンプによる初期給水を実現するものとする。
- ・防火水槽の規模は消防法の「消防水利の基準」により常時貯水量 40t 以上とされるものの、国道 210 号沿道が吉井の歴史的風致を規定する代表的な町家建築の連続する密集市街地であること、また昭和 12 年の中町、上町の大火の検証によって設置された吉井郵便局内の防火水槽の規模(108t)に習い、その用地に可能な限り 100t 級のものの配置を基本とする。

○配置の方針

- ・原則、消防ポンプ車の寄り付き(2 m 以内)が可能な箇所として、防火水槽から放水可能な水平距離を半径 100 m と想定する。
- ・配置については、既存水利のサービスを受けられない範囲を中心として、根幹的な消防活動ルートとなる国県道沿道の空地への防火水槽の整備を行い地区の有効な消防活動を支えるものとする。
- ・特に、指定文化財及び保存物件を活用した鏡田屋敷、居蔵の館については、周辺の消防サービスへの対応を前提として防火水槽を整備し、消火栓とともに伝統的建造物そのものの防火と消防を図ることとする。

〈1 号屋外消火栓と消防動力ポンプの整備〉

- ・防火水槽の整備に併せて、住民による初期消火及び消防団、消防署による本格消防とともに実現する消火栓整備を図る。(p 41 参照)
- ・このため、防火水槽整備については、消火栓整備の同時施工かどうかにかかわらず、その後の消火栓との一体的施設となりうる段階的整備を原則として、給水用の揚水ポンプと同時に消火栓からの放水用の消防動力ポンプの整備を検討する。しかしながら、事業コストなどから一体的整備が困難な場合については、可搬消防動力ポンプを活用するなどの方策を検討する。
- ・また、消火栓を一体的に整備する防火水槽にあっては、非常電源用の原動機なども必要になる。このため、原動機や可搬動力消防ポンプ、消火ホース、筒先、吸管、工具等の消防用・救出救助用資器材の配備とこれらを格納しうる防災器具格納庫等の整備が必要となる。

●消防水利の整備

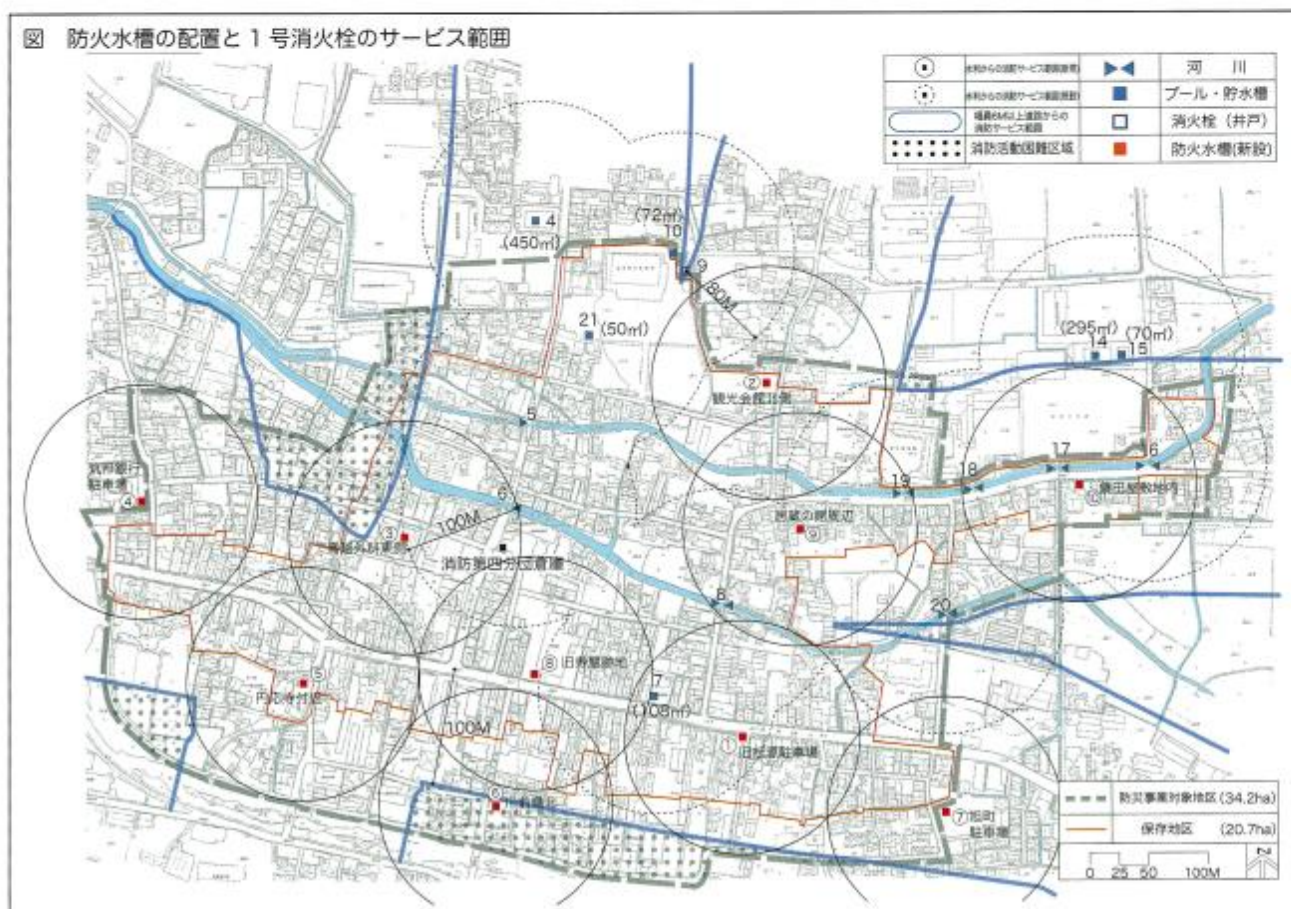
〈河川による既設水利の活用促進〉

- ・既設水利は今後も消防水利として位置づけその維持管理に努める。
- ・南新川、災除川は取水箇所の集水マスの浚渫などを防災コミュニティ活動として行うことで住民の防災意識の啓発と地区の防災性能の向上を図る。
- ・こうしたなか、火災発生が多く想定される冬季に流量の減少する災除川については、祝橋と蛭子橋の下流側に堰を整備し水面上昇による水利確保を図る。また将来的には、大石堰土地改良区をはじめ受益地管理者との協議を行い南新川についても可動堰の整備を検討する。
- ・さらに、特に水源の乏しい地区南部については、必要に応じて、巨瀬川の管理者及び消防署（長）との協議を図りつつ消防水利としての指定と活用に向けた検討を行うものとする。

〈防火水槽の水源確保〉

- ・初期給水と常時は揚水ポンプによる地下水からの給水が可能であるが、火災時は消防タンク車による継ぎ足しを想定すると、防火水槽の②観光会館北側、③鳥越外科東側、⑧居蔵の館周辺、⑨鏡田屋敷地内については南新川、災除川からの給水が可能ではあるが、その他の地区南側の防火水槽①旧松源駐車場、④筑邦銀行駐車場、⑤円応寺付近、⑥川前橋北、⑦旭町駐車場については自然水利から離れており給水が困難である。
- ・したがって、才の木溝の活用により地区南側の防火水槽①、④～⑦の消防水利を効率的に確保することとして、生活防火用水が町家建築の足下を流れる伝統的な町並み景観を将来的に復元し、防災性能が高くかつ魅力的で賑わいのある通り空間を形成する。
- ・このため、特に流量の少ない冬季の才の木溝の水量確保（1t/分以上かつ連続で40分以上〔消防法「消防水利の基準」〕）を目的として清光禅寺南側に導水ポンプの整備を検討する。

図 防火水槽の配置と1号消火栓のサービス範囲



(参考) 単独型耐震性貯水槽

1. 概要

外部から給水された水を溜めていくだけの自由水面式の独立貯水槽で地下に埋設される。消防法の消防水利として規定される耐震性貯水槽の場合は、「防火水槽」、あるいは「二次製品耐震性貯水槽」とよばれる。

貯水槽は二次製品が主であり、縦置き円筒形ならびに箱形が一般的である。

2. 性能

消防用耐震性貯水槽(消防水利)の場合、貯水容量は、40t級の防火水槽、60t級および100t級の耐震性貯水槽が設定されている。また水槽底の深さは、消防ポンプで取水可能な7m以内と規定されている。さらに、頂部に内径60cm以上の吸管投込孔と、その直下に内径60cm以上、深さ30cm以上の集水ピットを設けることとされている。

3. 利用

消防機関利用の場合は、吸管投込孔から消防ホース(吸管)を水槽内に直接投入してエンジンポンプまたは消防ポンプで取水する。

4. 管理

単独貯水槽であるため、貯水の補給は給水車や、消防車を使って、外部より吸管投込孔まで、満水にする。不定期的に貯水槽の確認を行う以外は、特に維持管理を行うことはない。才の木溝を水源として利用する場合、簡易濾過施設や沈砂ピット等が付帯するためそれらの管理が必要となる。

5. 付帯設備等

貯水槽自体に入孔(防火水槽の場合は吸管投込孔を兼ねる)以外の付帯設備はない。給排水、あるいは吸水のための連結立管を頂部に設ける。

地区住民が初期消火に使用できるよう、ポンプ類やホースを近くの機材倉庫に保管し、自主防災組織等で維持管理することも必要である。

才の木溝を水源として利用する場合の貯水槽では、防塵スクリーン・沈砂槽、濾過施設、揚水ポンプ等が必要となる。

プレキャストコンクリート製セグメントタイプ

工場で製造されたプレキャスト板を現地で高張圧ボルトを使って組み立てるセミプレハブ方式であるため、精度が良く強固であるうえ、工期の短縮化が図れる。セグメントの接合部はコーキング材とガラスクロスを使った樹脂ライニング等で止水処理を行う。



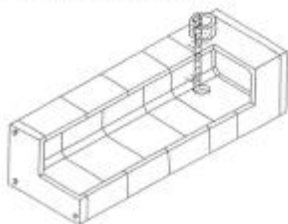
鋼製セグメントタイプ

工場で製造された鋼製セグメントを現地で組み立て、溶接する方式であるため、水密性は優れている。尚、頂版および底板には、コンクリートを打設する。



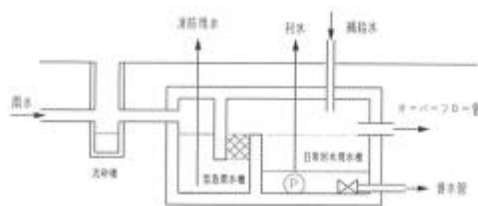
プレキャストコンクリート製ボックスカルバートタイプ

工場で製造された矩形のプレキャストコンクリート部材を現地で組み立てるプレハブ方式である。PC鋼線・棒を使って緊張し、所定の圧力をあらかじめ与えることで構造強度を発現する方式で、耐震性に優れている。組み立てが簡単で、工期を大幅に短縮化できる。セグメントの接合部はパッキンや樹脂注入とコーキングで止水処理を行うので、水密性は優れている。



自由水面式雨水貯留槽

消防用耐震性貯水槽や、合併処理浄化槽等を利用した貯水槽。消防用耐震性貯水槽をそのまま転用した1槽式のタイプや、治水を目的とする調整水槽と緊急時の水を確保する緊急用専用水槽などに、内部を仕切った複数槽式のタイプがある。



(資料:「防災公園技術ハンドブック」)

7-4 住民レベルの防災計画

1) 地区の総合的な防災まちづくり

●防災拠点の形成

〈防災センターの整備〉

- ・地区には、文化会館、観光会館といった公共施設と鏡田屋敷、居蔵の館といった集会施設こそあるが、町並みやまちづくり活動などに特化した協議を住民が主体的に行う場がない。
- ・このため、災害時に、地区住民が一貫して円滑な行動をとるための司令塔としての機能を備えつつ、日常では防災資器具、災害対策物資の保管やパトロール・啓発等の自主防災活動の拠点となる施設整備を提案する。
- ・自主活動の施設であると同時に、必要な機能を導入し地区内外の人々に対して開かれた町並み交流センターとしての役割を担う複合施設ではあるが、防災拠点としての耐久性や耐火性といった防災性能を備えつつ周辺の伝統的建造物と景観的に調和する先導施設としての役割を担うものとする。
- ・施設の配置は、北側に偏って集中する公共施設の立地問題や防災センターの施設の性格としての中心性、避難あるいは観光散策ネットワーク形成の観点から、町並みの骨格的な道路である国道210号沿道への配置が適当と考えらる。
- ・施設の性格や規模からまとまった用地の確保が課題となる。こうしたなか、町有地となった旧寿屋跡地や公共施設の立地が見られない地区西側でかつての都市の要衝である桁形箇所などが防火水槽との併設と町並み壁面線の創出といった観点から候補となる。
- ・このため、現段階においては、防災センターの必要性は本計画において明確にしておくとともに、その位置と所有形態（町有地）という事業化へ向けた条件の少なさから、旧寿屋跡地を候補地として位置づけておく。防火水槽や防災広場などの防災施設等がそれぞれ事業化した段階で地区全体としてのバランスを図りつつ、その配置を含めて施設整備を具体化することとする。
- ・また、防災センターをはじめとする防災施設は、今後の施設の維持、運営に関しては、吉井町との緊密な連携を確保しつつも地元住民による主体的な管理を原則としてその整備に着手するものとする。

〈防災情報システムの整備〉

- ・前述の耐震診断や防災診断のデータベース管理、災害弱者住宅などにおいても火災の早期発見と早期通報を可能とするグループモニターなどの情報を防災センターにおいて一元的に集中管理することとする。
- ・情報管理とともに防災通報や体系的な避難誘導などの情報伝達を行うものとし、行政区単位の防災コミュニティと直結した情報ネットワークを形成する。

2) 自主防災活動の推進と支援

●防災コミュニティによる自主防災の体制づくり

- ・伝統的な町並みの維持、現行の自治活動の実績の活用を基本として、防災事業の推進にあたって新たなコミュニティづくりは行わない。
- ・このため、防災コミュニティの単位は現行の行政区にしたがうとし、消防分団と連携のとれた自主防災組織としての体制づくりを推進し、今後、事業によって整備される防災施設や消防設備を各人が適切に使用あるいは活用することを契機として自立した住民自治の育成を目指す。

●地元で協議し要望し、行政が支援できる仕組みづくり

- ・ 情報システム整備や、蟻害対策、消火器設置など地元が主体的に必要と考え要望してくる行為に対して支援を行うことで、自治単位間に格差を生み、地元の主体性を誘発する。
- ・ このため、地元の要望や活動を行政として担保しうる規約等の作成をお願いすべきで、この規約に従って活動する範囲について行政が支援（助成）できる仕組みを考える。
- ・ このため地元規約に対しては行政の要綱の整備を考えたい。
- ・ 防災は、常日頃から心がけているべき性格のものであり、行政のみならずその活動主体である住民の意識の高まりと活発な活動が、災害の大小を左右する。このため行政サイドからの本計画内容を中心とした事業メニューにとらわれず、実態に即した住民活動とその支援のあり方を継続的に検討していく必要がある。

●防災訓練の実施

- ・ 災害時など非常時には、住民自らが様々な消防設備などを適切に使用できないといけない。したがって、これらの具体的な操作等や避難訓練などを習得することによって各設備、各施設の動作状況の点検作業や避難ルートの理解などを兼ねることも狙った定期的な防災訓練を実施する。

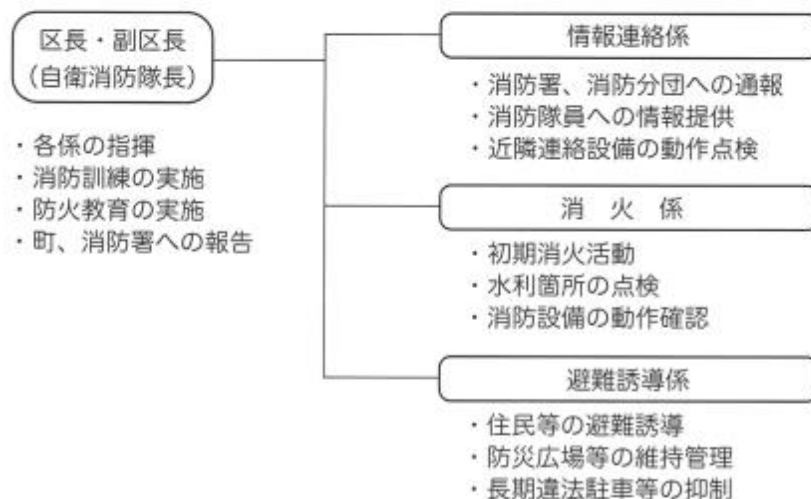
〈地区としての防災訓練の実施〉

- ・ 防火水槽、消火栓、可搬式動力消防ポンプなどによる消火活動、資器材を用いた救出救助活動の流れを理解できる地区住民の増加を目的として計画的な防災訓練を実施する。特に、本計画では初期消火と本格消防を同時に可能とする消火栓整備を内容とするため、地区の防災活動のリーダーとなるべく消防団のアドバイスによる広範な住民の経験の蓄積により円滑な行動の習熟を目指す。

〈防災コミュニティによる身近な防災訓練の開催〉

- ・ 近隣での相互監視と初期消火活動を有効にするための身近な防災コミュニティでの防災訓練の実施などを働きかけ、熟練度や一定の効果が期待できる段階に応じて、消火器や消火バケツなどの配布を実施することとする。

図 コミュニティ単位で組織化される自主消防活動の体制と役割（提案）



3) 防災事業の周知と啓発

●防災事業の周知

- ・多くの人が地区の防災に対する現況や問題点の共通理解を得ることが重要であり、これまでのまちづくりの状況や本計画を含む今後のまちづくりの方向等を「筑後吉井 修理・修景マニュアル」に盛り込みつつ新にその概要となるパンフレット等の改訂を行い、地区住民に対して緊急に周知すべき点を防災マップとして配布する。
- ・防災事業の推進については、防災をテーマとしつつも吉井の総合的なまちづくりの評価や意見などを幅広く受け止める機会として、防災センター整備などの実現に際して、まちづくりシンポジウムの開催を行うなど、住民のまちづくり意識の昂揚を目指す。

●防災活動の啓発

- ・事業の周知のみならず、防災計画の実現のために、住民及び防災コミュニティ単位として実施することを具体的に示すべきであり、それに応じて各種の助成や補助の仕組みを整理した防災ガイドブックなどを作成する。防災ガイドブックには簡易耐震診断マニュアルをはじめとした建物等の点検項目や防災に関わる助成制度とその適用方法などを記載することで、生活しながら参加できる防災事業を広く推進する。
- ・地元住民のみならず伝統的建造物等の修理修景事業に関わる施工業者に対しても防災事業の内容の理解と修理修景事業の際の技術向上などを目的として行われるべきで、今後は、吉井まちなみ設計会を中心とした勉強会などの開催を図る。

図 防災ガイドブックの内容（提案）

— 吉井町・町並み防災ガイドブック —	
1. 防災まちづくりのフレーム	○防災計画、防災事業の内容 ○防災コミュニティと自主防災体制の仕組み
2. 火災対策	
1) 出火防止	○安全な火気使用環境 ○各種警報装置
2) 早期発見通報	○火災監視（グループモニター）の必要性 ○近隣連絡設備の設置
3) 建物の火災、延焼等の拡大防止	○内装の不燃化と防災製品 ○履歴にしたがった町家建築の居蔵造り、屋敷地の植栽の奨励
4) 初期消火	○住民による初期消火の重要性 ○水利とまちかどバケツ、まちかど消火器の使用 ○消火栓の使用法
3. 避難対策	○コミュニティごとの避難計画 ○火除地、防災広場の活用
4. 防災点検	○日常の防災点検チェックリスト ○簡易耐震診断マニュアル
5. 防災に関わる助成制度とその適用方法	

8. 防災事業計画

防災計画の全体像については前章までに記してきたが、それらのうち現段階で特に行政施策として必要かつ実現可能と思われるものを「防災事業計画」として整理する。

事業工程としては、次年度以降4カ年度を短期事業として具体化し、その後の事業については長期事業として位置づけ、全体としてのスケジュールを想定した。

●事業の仕分け

- ・伝統的建造物単体に関わる耐震改修や蟻害対策については修理事業で対応するものとする。
- ・ただし、居蔵の館と鏡田屋敷については文化財として公開され人が集まる施設のため、本事業により消防設備（消火栓）の整備を基本とする。
- ・その他の建築物等の単体への本事業の導入は原則実施しないものとし、防災コミュニティ単位での事業要請に対しては（災害弱者等の住宅への各種警報装置の設置要望など）その必要性を検討しつつ状況に応じるものとする。

●事業の見通し

- ・本計画策定後4年間を短期事業と位置づけ、客観的な地区の防災性能の向上に向けた行政サイドの防災基盤整備を実施する。
- ・短期事業に設定しない内容についても、現時点での事業化が困難あるいは合理的でないものも将来的には総合的に実現すべき事業として長期事業として位置づけておき、今後の地区をとりまく状況に応じて事業化の必要性等を検証しつつ適切に対応する。

8-1 消防設備整備事業

事業内容：防火水槽（単独型耐震性貯水槽）整備
住民及び公設消防兼用1号屋外消火栓整備

〈防火水槽（単独型耐震性貯水槽）整備、1号屋外消火栓整備 ①～⑩〉

- ・住民による初期消火及びその後の公設消防にともに使用可能な屋外消火栓を配置する。
- ・このため、消火栓の水利として貯水槽を併設することとし、今後の耐久性や管理のしやすさに配慮し、単独型耐震性貯水槽の整備とする。
- ・指定消防水利の条件（40t以上）を満たす100t級の貯水量の防火水槽とする。
- ・付帯設備として、水槽の初期及び日常給水用の揚水ポンプと消火栓からの放水圧用の放水ポンプをそれぞれ設置し、その非常用電源としての原動機及びこれらを収納建物としてのポンプ室の整備を行う。
- ・配置については、①～⑩（p.60図参照）のように設定しその順での整備を推進することとするが、すべてが公共用地上に整備することも困難なため、民有地を含めた用地確保の進捗や緊急度などに柔軟に対応しつつ事業の展開を図る。
- ・また地区全体でのバランスのとれた水利確保を基本として、各箇所での整備は、防火水槽、給水ポンプ、ポンプ室及び原動機の整備を第1段階、放水ポンプと消火栓の整備を第2段階と段階的に行う。
- ・この際、敷地や管理などの制約などから、加圧ポンプは必要に応じて可搬動力ポンプとして別箇所等に配備することも検討する。

8-2 防災施設整備事業

事業内容：才の木溝の水利環境復元整備

災除川の簡易可動堰整備

防災広場整備

火除地確保

防災センター整備

〈才の木溝の水利環境復元整備 ⑪⑫〉

- ・才の木溝については、隣接配置を計画する単独型耐震貯水槽への消防活動時の給水水源として、季節の制約なく安定した水流が確保できる防火用水の復元整備を図る。
- ・このため才の木溝の始点近くの若宮において南新川からの導水ポンプの設置を行い、併せて非常用電源を確保すべき原動機とそれらの覆屋となるポンプ室の整備を行う。
- ・水利機能の確保の次の段階として、国道210号南側に並行し亀甲へとつながる箇所（延長約900m）については、国道横断箇所等を除き積極的な開渠化を図り護岸の修景整備を行う。事業化は国道210号のバイパス整備完了後、同線の県道等への移管を果たす時期（長期事業）を想定する。
- ・その間は、関係管理者や沿道権利者等との協議を重ねるが導水ポンプ（若宮）の始動以降はこれらを水源とする隣接防火水槽のポンプアップ用の集水マス6箇所、初期消火用に取水可能な住民が操作可能な用水蓋の整備を暗渠箇所でも50m間隔で18箇所程度の整備を目指す。

〈災除川の簡易可動堰整備 ⑬〉

- ・災除川について、既存の指定水利における通年で水源確保を目的として可動堰を整備する。
- ・当面は他事業を優先するなかで、費用対効果などの検討や景観への配慮などの調査等を推進する。

〈防災広場整備 ⑭⑮、火除地確保 ⑯～⑲〉

- ・地区の骨格的な避難ネットワークの中継点として防災広場2箇所と火除地3箇所を配置する。
- ・防災広場は、鳥越外科東側と町有となった旧寿屋跡地に配置するものとし、防火水槽及び消火栓等の設備との合理的な事業を図る。このため今後は、現民有地の買い上げもしくは借り上げを促進する。
- ・また、防災広場については、資器材等の部署が可能なポンプ室や消防車両等の滞留に耐えうる防火水槽及び地表の仕上げ等に考慮する。
- ・火除地については、空地の確保が重要であり、用地確保を理想とするものの権利者等との協議により借り上げや非建ぺい地としての利用協定などにより目的を達成することも事業の一部と考える。

〈防災センター整備 ⑲〉

- ・地区防災センターは、防災情報拠点としての機能に加え、地区住民の防災をはじめとしたまちづくり協議の場、来訪者の情報ステーションなど地区内外の人々に開かれた町並み交流センターとして、導入すべき機能や地区の歴史的風致に相応しい意匠などを住民と協働で検討しつつ、今後の住民を主体とした管理体制づくりなどと併せて計画していく。
- ・配置については、アクセスが良く地区の中心でありかつ先頃町有地となった旧寿屋跡地が必要かつ十分な候補地と考える。
- ・また、具体的な整備方向については、関係各機関と十分な協議を重ねつつ、災害に強いまちづくりを基本とした吉井町の顔となるべき中心施設としての施策的かつ戦略的な跡地利用プロジェクトの実現を図ることとする。
- ・プログラムについては、後述の防災情報システム整備が具体化した以降にその中枢施設としての整備をその配置を含めて段階的に検討すべきと考え、長期事業の内容とする。

8-3 自主防災支援事業

事業内容：自主防災の体制や支援の仕組みづくり

消防設備管理
消防器具の配布
通信網整備
蟻害対策

- ・ 自主防災活動については、今後のまちづくりに向けた活発なコミュニティ形成などを目的として、各行政区単位等の主体的かつ積極的な活動について行政が支援することとする。
- ・ このため、行政は地元からの相談受付や地元協議等への参加等を通じて地区の主体的な防災まちづくり規約等の作成支援と行政側の制度的な支援の枠組みづくりを推進する。
- ・ 前述の消防設備等は地元管理を基本とする。水利や消防設備のモニタリングや動作確認などの日常メンテナンスは消防団あるいは同 OB などを中心とした管理に対する地元委託による支援をその仕組みづくりとともに実現していく。
- ・ しかしながら一方で、年1、2回程度の定期的なメンテナンスを業務委託等で実施し、技術的な担保を図る。
- ・ 上記のまちづくり規約等にしがった地元意向としての積極的な要請に対しては、その必要性等の検討により消火器等の配布を行う。配布の対象は各個人とはせず各行政区への配布により地元の初期消火に効果的な配置を協議、誘導していく。
- ・ 防災情報システムについては、前述のとおりグループモニター形式による無線利用システムを候補としたが、今後まずは、各行政区あるいはその中の10～15戸程度のグループに試行的に導入し、改良調整などを図った上で順次、整備を推進する。
- ・ ここでも、地元発意を原則として、積極的な行政区への支援事業とする。
- ・ 蟻害対策については、保存物件については修理事業のなかで必要な措置を講じることが基本であるが、顕著な蟻害については、その影響が懸念されうる範囲についての対処等の計画等を地元主体で作成し要望するものに関して、協議により面的な対策事業等を展開するものとする。

8-4 防災啓発事業

事業内容：住民向けパンフレットの作成と配布

防災訓練の実施
防災シンポジウムの開催
勉強会の開催

- ・ 地区及び周辺住民への防災事業の周知を目指した事業報告と総合的な防災意識の向上を目指した防災マップなどのパンフレットを作成配布する。
- ・ こうしてまとめられた事業内容等の検証とともに防災啓発及び消防施設の点検の一環として防災訓練等を地区及び防災ゾーンごとに実施する。
- ・ また、さらなる啓発事業として専門家等の参加による防災ガイドブックの作成や防災シンポジウムの開催を町民と協働で行う。
- ・ また今後は、吉井まちなみ設計会をはじめとした伝統的建造物等の修理修景に関わる施工業者を対象とした勉強会等を開催する。

表 防災事業のプログラム

事業区分	事業内容	事業箇所等	事業量等	短期整備				長期整備		
				H16	H17	H18	H19	前	中	後
消防設備 整備	防火水槽 整備	①旧松源 駐車場	調査測量設計	一式						
			防火水槽	地下式100t	1基					
			ポンプ室		1棟					
			ポンプ	揚水ポンプ	1台					
				放水ポンプ	1台					
			消火栓	ボックス型	1基					
			原動機	1台						
		②観光会館 北側	調査測量設計	一式						
			防火水槽	地下式100t						
			ポンプ室							
			ポンプ	揚水ポンプ						
				放水ポンプ						
			消火栓	ボックス型						
			原動機							
		③鳥越外科 東側	用地確保	(公園整備に含む)						
			調査測量設計	(公園整備に含む)						
			防火水槽	地下式100t	1基					
			ポンプ室		1棟					
			ポンプ	揚水ポンプ	1台					
				放水ポンプ	1台					
			消火栓	ボックス型	1基					
			原動機	1台						
		④筑邦銀行 駐車場	用地確保	一式						
			調査測量設計	一式						
			防火水槽	地下式100t	1基					
			ポンプ室		1棟					
			ポンプ	揚水ポンプ	1台					
				放水ポンプ	1台					
			消火栓	ボックス型	1基					
			原動機	1台						
		⑤円応寺 付近	用地確保	一式						
			調査測量設計	一式						
			防火水槽	地下式100t	1基					
			ポンプ室		1棟					
			ポンプ	揚水ポンプ	1台					
				放水ポンプ	1台					
			消火栓	ボックス型	1基					
			原動機	1台						

事業区分	事業内容	事業箇所等	事業量等	短期整備				長期整備		
				H16	H17	H18	H19	前	中	後
消防設備 整備	防火水槽 整備	⑥川前橋北	用地確保	一式						
			調査測量設計	一式						
			防火水槽 地下式100 t	1基						
			ポンプ室	1棟						
			ポンプ 揚水ポンプ	1台						
			放水ポンプ	1台						
			消火栓 ボックス型	1基						
			原動機	1台						
		⑦旭町 駐車場	用地確保	一式						
			調査測量設計	一式						
			防火水槽 地下式100 t	1基						
			ポンプ室	1棟						
			ポンプ 揚水ポンプ	1台						
			放水ポンプ	1台						
			消火栓 ボックス型	1基						
			原動機	1台						
		⑧旧寿屋 跡地	調査測量設計 (公園整備に含む)							
			防火水槽 地下式100 t	1基						
			ポンプ室	1棟						
			ポンプ 揚水ポンプ	1台						
			放水ポンプ	1台						
			消火栓 ボックス型	1基						
			原動機	1台						
		⑨居蔵の館 周辺	用地確保	一式						
			調査測量設計	一式						
			防火水槽 地下式100 t	1基						
			ポンプ室	1棟						
			ポンプ 揚水ポンプ	1台						
			放水ポンプ	1台						
			消火栓 ボックス型	1基						
			原動機	1台						
		⑩鏡田屋敷 地内	調査測量設計	一式						
			防火水槽 地下式100 t	1基						
			ポンプ室	1棟						
			ポンプ 揚水ポンプ	1台						
			放水ポンプ	1台						
			消火栓 ボックス型	1基						
			原動機	1台						

つづき

つづき

事業区分	事業内容	事業箇所等	事業量等	短期整備				長期整備		
				H16	H17	H18	H19	前	中	後
防災施設整備	水利整備	⑪才の木溝	調査測量設計	一式						
			護岸修景整備	900m						
			取水孔整備 用水蓋	18個						
			防火水槽送水管	6基						
		⑫若宮	ポンプ室	1棟						
			ポンプ 導水ポンプ	1台						
			原動機	1台						
	防災広場	⑭鳥越外科 東側	調査測量設計	一式						
			調査測量設計	一式						
			施工	一式						
	火除地	⑯旧寿屋 跡地	調査測量設計	一式						
			施工	一式						
	地区防災 センター	⑰新町	調査測量設計	一式						
			施工	一式						
			調査測量設計	一式						
自主防災支援	仕組づくり	地区	規約の作成							
		行政	要綱の作成							
	設備管理	水利・水槽	委託費、地元支援金等							
	消火器配布	各行政区	各行政区に10～15機							
	通信網整備		一式							
	蟻害対策		一式							
防災啓発	事業周知	全町	パンフ作成							
	事業啓発		〈仮〉防災ガイドブック作成							
			防災訓練							
			●シンボ開催、○勉強会							

※ 自主防災支援事業に関しては、各行政区からの正当かつ必要な意向要望への支援を原則とし、行政区間の事業量、事業費は格差を生じ得るものとする。

※※ 上記の担保は、同事業の仕組づくりで図るものとし、可能な限り早期の規約と要綱の検討を開始する。

図 防災事業プログラム

